

令和2年9月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和2年9月8日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和2年9月8日 午前9時宣告

開 議 令和2年9月8日 午前9時宣告（第5日）

応招議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	町 民 課 長	和田 強
副 町 長	中澤 一眞	病院事務局長	渡辺 公平
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産業振興課長	森田 修弘
チーム佐川推進課長	田村 正和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 片岡 雄司

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和 2 年 9 月 佐川町議会定例会議事日程〔第 3 号〕

令和 2 年 9 月 8 日 午前 9 時開議

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 常任委員会審査報告
総務文教常任委員会
産業厚生常任委員会

議長（岡村統正君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 14 人です。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。
日程第 1、一般質問を行います。
昨日に引き続き、一般質問を行います。
7 番、森正彦君の発言を許します。

7 番（森正彦君）

おはようございます。7 番議員の森です。通告に従い質問をさせていただきます。

まず、最初に令和元年度の決算についてであります。本定例会に令和元年度の決算の認定が上程されています。まず、町長に収支の結果、健全な財政運営はできているか、予算に対しての執行状況はどうか、支出額からみた到達度合いと評価をお願いします。よろしくをお願いします。

町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問いただきましてありがとうございます。まず、令和元年度の決算を終えて、財政状況はどうだという御質問にお答えさせていただきます。実質公債費比率につきましても高い水準からずっと継続して低下をしております。県平均が 10% そこそこ、県内の市町村の平均が実質公債費比率 10% ちょっとという状況と比較しましても、佐川町の 4% 台の実質公債費比率はかなり低い水準で推移をしてるということになります。これも有利な起債を使いながらもしっかりと返済もして、全体、中期的な財政計画をにらみながらしっかりと運営ができているという状況をあらわしている数字だというふうに思います。

また、財政運営、実際予算の執行につきましては年度当初、当初予算として、6 億 6,700 万の繰入金を歳入に計上して予算組みはしておりました。決算をいたしまして、しっかりと厳しい予算執行をした結果、繰入金の額も 1 億台に減らすということができております。また、基金全体としましては、それぞれ特別会計の基金の積み立てもありましたが、全体としてもほぼわずかな減少で決算を終えることができているということで、バランスのよい予算執行、財政運営ができているというふうに考えております。

ただ、今後大きな事業が予定をされております。道の駅の整備事

業、図書館を含む新文化拠点の整備事業、これらにつきましても中期的な財政計画、起債の計画も踏まえて、仮にこの2つの大きな事業を実施したとしても、佐川町の財政としては全く問題がないという中での計画となっておりますので、その中でも有利な起債を活用しながら、しっかりと財政運営をしていきたいというふうに考えております。

昨年度の主な実績につきましては、まず、なんと言いましても、昨年度だけではございませんが、各地区の拠点となっております集落活動センター、また、あったかふれあいセンターの取り組みにつきまして、それぞれ地区の主体的な積極的な取り組みに対し、予算もつけながら地域の活力を上げていく取り組みをサポートさせていただきました。おかげさまで、各地区の特色を生かしながら素晴らしい取り組みが、集落活動センター、あったかふれあいセンターで展開をされております。それと少し連動した形にはなるかと思いますが、地域公共交通、住民の皆様の移動の足としてのぐるぐるバスの乗車実績、乗車人員数も着実に伸びております。これは各地区で通院、買い物もあるかと思いますが、少しやはり出てみよう、移動してみよう、出かけてみようという気運が高まっている結果として数値が上昇しているということになっているのではないかなというふうに思っております。

佐川町内の佐川地区中心部と周辺部4地区が相互に交わりながら、つながりながら、連携をはかりながらそれぞれの地区の住民の皆さん、佐川町全体の住民の皆さんの主体的な活動を引き出すことができているのではないかなというふうに思っております、このことを昨年度の成果として報告をさせていただきたいというふうに思います。

続きましては、自伐型林業と、自伐型林業を核としたものづくりによる地域活性化事業。これは地方創生事業として位置づけておりますが、自伐型林業の取り組みも7年続けまして、6年続けまして着実に実績として上がっております。地域おこし協力隊を卒業して、佐川町に定住をし、林業を専業としている者、また、副業として林業をやりながら他の仕事もしている者含めて、定住数が着実に伸びております。

また、林業の出口戦略としてもものづくりにつなげようということで佐川発明ラボを立ち上げました。また、学校教育、創造的な教育

にも寄与できるということで教育的な側面の取り組みもしてまいりました。特に、この佐川発明ラボにおきまして特筆すべきは佐川町内の子供たちが放課後発明クラブというものづくりのクラブに参加をしてくれております。昨年度は28名の子供が参加をしてくれてます。1年間とおして継続して実施することで、一人一人の表情が明るく前向きになって、少し引っ込み思案だった子供も主体的に自分を表現することができるようになっていたという報告を受けております。今年度も引き続き募集をしましたところ、32名、定員ギリギリで締め切りをしました。32名の子供たちが放課後発明クラブで学びをしていただいております。また、学校教育の中におきましてはICT支援、並びにプログラミング教育のサポートということで、佐川発明クラブは役割を果たしております。

また、昨年度末から高知県内の企業と連携をしまして、商品開発も取り組んでできました。今年度、今年の8月には具体的に店舗で販売までつながっておるという状況にもありまして、この自伐型林業を核とした地域づくり、主体的な元気な経済づくりが少しずつではありますが、身を結んでいる状況であります。

あと、成果としまして、これも地方創生の総合戦略の取り組みになりますが、地域ぐるみふるさと学とシティプロモーション事業、この取り組みにつきましては、昨年度、地域ぐるみふるさと学、ふるさと教育のつくり込みの2年目でありました。現場、学校の先生、校長先生初め学校の先生たちとしっかりと協議をした中で、現場で子供たちに効果の出せる取り組み、ふるさとを学んでもらうためにはどのような学びをしていただいたらいいのかという骨子、骨格が昨年度決まりました。今年度は昨年の取り組み成果をもとに、最終的に具体的な教材に落とし込んでいるという状況であります。佐川町の素晴らしさ、佐川町のよさ、人の優しさ、自然の素晴らしさ、このことを子供たちに学んでいただいて、また、子供たちだけではなく大人も含めた地域の皆さんに学んでいただいて、このふるさと佐川町に誇りを持てる、そんなふるさと教育にしていきたいというふうに考えております。

あとは、この本庁舎の非構造部材を含めた大規模改修の設計ですとか、文化センターの同じく非構造部材を含めた大規模改修の設計、また、道の駅並びに図書館の基本構想の策定が無事に終わり、今後の事業の推進に向けて着実に前に進めているという結果になってお

ります。

以上が令和元年度の財政状況並びにそれぞれの事業、行った事業の成果ということの報告になります。以上です。

7 番（森正彦君）

ありがとうございました。当初、予定した額よりも繰り入れが随分少なく、1億円台に抑えられたというような決算の結果、本当に努力していただいたこと本当にありがたく思います。当初計画していた事業、どのように執行できたかということに関しまして、決算からみた進捗の度合い、特に重立った事業、予算を立てるときに重立った事業の説明も受けましたが、その関係がどの程度実施できたかどうかを総務課長にお聞きしたいと思います。

町長の答弁と重複する部分があるかもしれませんが、どうかよろしくお願いします。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。まず、歳出全体の達成度ということを決算の状況からまず御説明をさせていただきます。歳出予算の減額が約75億1,742万8千円に対しまして、支出済額が約67億7,472万7千円ということになっております。全体、歳出全体からみた達成度、この数字からみた達成度につきましては96.3%程度と言えます。

あと、もう一つ主要な施策についてでありますけれど、歳出におきましてこの主要な施策について実施できなかった事業はございません。全て実施できたというような状況になっております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

パーセントとしては96.3%ということですが、繰越もあるわけでございまして、特に主要な事業は全部実施できたということで、ありがたいと思います。先ほどの町長の答弁の中にありました実績、集落活動センター、あったかふれあいセンター、これにつきましては私たちは地元で地域活動やっている者としてしまして、本当に集活があることがありがたい、活動がしやすい、皆が本当に生き生きと集って活動していると。この地域活動の中からまた地域の活性化が引き出されておると、非常にありがたく思っております。

特に集落支援員の存在は大きくてサポートしてくれる、事務局をやってくれるっていうのは非常に活動の要となって実績は上がって

おると。そういう予算を組んでいただいたことで活動が活性化した。さらにあったかふれあいセンターにつきましても、こういうコロナが発生した今でも、本当の地域福祉の要として、よりどころとしてこれなければつとということを心配するほど皆が頼りにしておると。一時閉鎖しておりましたが、その後、本当に皆が待ちかねて、多くの人が集ってきております。斗賀野では今日も100歳体操の日なのですが、ホールいっぱいに密を避けて椅子を配置しておるわけですが、もういっぱいになっておるということです。それからコロナに関しても地域の皆さんの心配事なんかにも寄り添うことができておるということで、結構、4つの、あったかあわせると結構な予算にもなるわけですが、そういったことで地域としては非常にありがたいというふうに思っております。

ぐるぐるバスにしましてもあったかとあわせて、買い物支援とか通院支援とかそういったこともできておまして、まだまだ利用1日、平均2. なんぼくらいですけれども、必要な、頼りにしてる人にとってはありがたい状況やということがうかがえます。本当に身近な人が利用していると。私の近所の身近な人が、「そうやね、あってよかったね。」そういう感じであります。

自伐型林業に関しましても、斗賀野では卒業した人がそれで自立できるような状況にあるようです。私たち、今、トピアで集落営農をやっておりますが、収入の助けに彼らにと思って声もかけますが、なかなか忙しいのでそっちへは回らんかもしれんというようなことでありますし、その人がまた斗賀野の地域活動にも参加してくれて非常にやりやすくなっておるところでございます。そういったことで、予算が非常に有意義に使われているということをそのあたりは肌で感じておるところでございます。

そういったことで、決算全体、決算の中で実績も上がっておるということでございますが、主要な施策も計画どおり進めることができたということですが、決算書の中の不用額、2億6千万、どんな事業でどれくらい出たか、大きなものをいくつかお願いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。不用額につきましては先ほどの御質問どおり、約2億6,058万1千円というふうになっております。

まず、不用額の原因についてでありますけれど、不用額の原因に

つきましては、平成 30 年度から繰り越して実施してきておりました町立小学校及び中学校への空調設備整備工事における入札減、あるいは医療費等の扶助費のように、支払い遅延ができないため余裕のある予算編成が必要なもの、また、予備費等の緊急時に対応するための費用を確保する必要があるものなどということになっております。

学校についてでありますけれど、先ほどの平成 31 年度から令和元年度への繰越の明許の関係で 6,655 万 6,246 円、そして介護保険の特別会計の繰出金で、1,449 万 4,475 円。

それと、先ほど御説明いたしました医療費の扶助費等の関係で、未熟児養育医療扶助費 1,186 万 4,813 円このようなものなどがございます。以上でございます。

7 番（森正彦君）

そういったものは致し方ないということやと思います。不用額ゼロというわけにはいきませんので、努力していただいているということは分かりました。

次に、町債ですが、平成 30 年度と比較しての増減と特徴、そして理由をお願いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。町債につきましては歳入の決算額といたしまして、4 億 5,323 万 7 千円ということになっておりまして、前年度から 4,993 万 4 千円の増ということになっております。

この町債につきましては当然、各年度により実施する事業というものが変わってきますので、年度間での単純な比較はできませんけれど、昨年度と比較いたしまして大きく増加した事業につきましては公共施設等適正管理推進事業債ということになっております。

この事業の歳入の決算額につきましては約 1 億 690 万円ということになっておりまして、この町債だけで前年度から 6,970 万円の増ということになっております。この町債を充てる、充当する事業につきましては町道舗装補修事業につきまして、町道の長寿命化を図るために、平成 30 年 9 月に策定いたしました、舗装個別施設計画に基づきまして、計画期間の 5 カ年で必要な舗装補修を計画的に実施しているものに充てるということになっております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

わかりました。道路というのは町民が日常利用する大事な施設であります。そうやって長寿命化、補修をしていきながら安全に通行できるようにしていくことは非常に大事なことでと思います。

次に、町は財政計画を立てて運営していますが、財政計画等の狂いはないのかというか、ないとは思いますがけれども、中長期の財政の見通しはどうか、公債費比率は減少しているが、今後の見通しについてどうかを副町長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

副町長（中澤一眞君）

御質問にお答えいたします。まず、中期の財政計画、その変更というか見直しはないかというお尋ねでございますけれども、現在の中期計画の前提となっておりますものについて、大きな変更はないとは思っております。毎年、ただ、これは基本的には毎年改訂をする、状況変化っていうのが時々、年々ございますので、その部分を、そういう要素を入れ直して改訂をしていくということです。

今年度、これからそういう、令和2年度、改訂作業をしていくことになるんですけども、その中で改訂の要素として考えなければならないだろうなと思っておりますのは、一つは新文化拠点。これについては項目としてまだ基本計画がこれからという段階でございますので、事業費規模がどれぐらいになるのかっていうのもまだ決まっております。これをどのように見込んでいくのかというのが一つあるかというふうに思っております。

それから、歳入面で、これも非常にまだ何とも言えない不確定な要素ではございますけれども、この、今、コロナ、新型コロナによって日本全体の景気が低迷しておる。それから佐川町内においても消費活動が必ずしも従前のようにはない。これがどういう形で税収に影響するのか。当然、国税、今の経済指標をご覧くださいますとGDPが年率で20%を越えてマイナスだとかいうようなデータが出ておりますので、状況になっておりますので、それがその国税収入にどれだけ響いていくのか、それが交付税にどれだけ影響を及ぼすのか。これは年明けの地方財政計画、これがどういう形で組まれるのかということを注視していく必要がありますけれども、そこらを見極めながら、その改訂については考えていきたいと考えています。

それから、公債費の今後の見通しということでございます。先ほ

ど、冒頭町長のほうから御説明を申し上げましたけれども、実質公債費比率、決算の説明で申し上げました直近でいうと 3.9 でございます。先ほど町長もおっしゃいました 4.5 っていうのは全国比較ができるのが平成 30 年の数字でございますので、平成 30 年段階で言いますと佐川町 4.5、その時の全県平均が 10.6 でございますので、今現在でも公債費の負担比率というのは佐川町は極めて低い水準にあります。言いかえると非常に健全な将来に渡っての財政運営ができる。もっと言えば非常に投資余力がある、そういう状況にあるというふうに今認識をしております。

その上で、これ当初予算の、当初議案のときにも少しお話を申し上げたかと思えますけれども、先ほど申し上げた新文化拠点、道の駅、それから今やっております、非構造部材の耐震化、もろもろ割合に、それからインフラの長寿命化、かなり起債を充当する多額な事業というのが同時並行で進んで、これからいくことが予想されます。それらを見込んで、ここ数年に今現在見込まれる投資規模、大体マックス 30 億円くらい事業費規模で、30 億円くらいだというふうに私自身は見込んでおりますけれども、それを前提に今の借り入れ条件であったり、起債の交付税措置であったり、そういったものを勘案して試算をしましたところ、今の向こう 10 年間、今現在が 4 億円台の公債費、毎年の公債費負担になっておりますけれども、大体 4 億から 5 億の今と同じ、それほど変わらない状況で推移するというふうに試算をいたしております。加えまして、減債基金というものも 7 億ちょっと佐川町保有しておりますので、万が一何かあっても将来の財政運営、公債費の負担が財政運営に支障を及ぼすというようなことはないだろうとそのように判断をしております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

ありがとうございました。監査の報告でも特に問題ない決算ができておるといふ報告もありました。今のお話では今後、新文化拠点あるいは道の駅とかの建設をするにしても投資余力、十分あると。今後 10 年間、そう財政が大きく狂うことはないというようなことでございまして、本当にありがたく、安心ができます。投資余力があるということは今後、町民に寄り添った、町民の要望する事業ができていくという可能性があるということでもありますので、ありがたいと思います。

この質問はこれで終わらせていただきまして、次に、災害対策についてお伺いします。

9月定例会では私は毎回、災害対策をお聞きしています。先の球磨川の大水害で大きな橋が流されました。また、ほかの場所でもそんないうことがあるわけですが、佐川町でも台風5号の豪雨で由留岐橋から上流の橋がいくつも流されました。豪雨による橋の流失や地震による橋桁の落下は避難、救助の大きな妨げになるばかりでなく、その後の復旧や日常生活にも支障をきたします。佐川の橋は災害に対してどうなんだろうという疑問から質問をさせていただきます。

まず、主要な道路にかかる橋梁の耐震化はどうなっているのかお伺いします。

建設課長（池内伸雄君）

森議員の御質問にお答えをさせていただきます。主要な道路にかかる耐震化の状況につきまして、まず、対象橋梁の考え方から御説明をさせていただきます。佐川町地域防災計画では地震発生時に道路機能を確保し、災害応急活動を円滑に行うために必要となる主要な道路として、緊急輸送道路を位置づけております。同計画では第3次緊急輸送道路となる町道8路線を最優先で復旧することとしており、この町道にかかる橋梁のうち架設年次の設計基準や構造などから耐震化が必要と判断した、佐川橋、柳瀬橋、井領橋の3橋を耐震化の対象橋梁としております。

まず、災害対策本部を設置する役場への進入路である町道松崎1号線にかかる佐川橋を優先順位1位とし、次に、交通量が多く、第1次緊急輸送道路である国道33号に接続する町道富士見町柳瀬線にかかる柳瀬橋、最後に尾川地区の緊急用ヘリコプター離着陸場につながる町道井領線にかかる井領橋の耐震化を順次進めることとしております。

橋梁耐震化事業は社会資本整備総合交付金事業を活用し進めており、佐川橋は平成26年度の工事着手後、平成27年度に完成をしております。今後の計画といたしましては、柳瀬橋については令和3年度、井領橋については令和4年度の完成をそれぞれ目指しており、令和4年度末には主要道路における耐震化が必要と判断した対象橋梁全てが完了する見込みとなっております。以上でございます。

7番（森正彦君）

主要道路にかかる橋梁の耐震化、特に緊急輸送に関するものは3橋あって、すぐその佐川橋は既に耐震化は終わっておると。あと、町の出口といいますか、入り口といいますか、柳瀬橋は3年と。あるいはヘリポートの連絡橋、井領橋は4年ということで、順次耐震化ができていくということです。

あと、この佐川町にとっては交通上、あるいは災害のときに緊急ってそういう指定されなくても、落ちては困る、破損しては困る、そういう橋があるわけですが、そのことに関する耐震化とかあるいは長寿命化とか強度を上げるというようなことに関してはいかがでしょうか。

建設課長（池内伸雄君）

お答えをさせていただきます。耐震化を実施する3橋を除くその他の橋梁につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき5年に1度の定期点検を実施しております。この点検の際に、損傷や劣化を確認し、対策工を行うことで適正に管理をしております。以上でございます。

7番（森正彦君）

対象の橋はいくつぐらいあるということはどうでしょうか。

建設課長（池内伸雄君）

お答えをさせていただきます。町道に架かる橋は全てで356橋存在をしております。以上でございます。

7番（森正彦君）

356件あるということで、非常に多い数字であるということがわかりました。多いということは大体、佐川町全体をかなり網羅しておるというふうに捉えていいのでしょうか。お願いします。

ほとんど川、それで点検、長寿命化の点検はほとんどの橋が、こんまい橋は別にして、かなり必要な橋はかなり点検ができていますよというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。橋梁点検につきましては5年ごとにサイクルを回して点検しておりますので、全ての橋梁について点検を完了してませんが、順次点検を進めております。以上でございます。

7番（森正彦君）

全てでということ、ほとんどできているというふうに捉えられる

というふうに解釈します。ただ、数え切れないくらいの橋もあるかと思いますが、わかりました。点検はしてると。点検しているの、問題があれば当然修理をするということによろしいでしょうか。

町長（堀見和道君）

私のほうから少し補足説明をさせていただきますが、5年に1回の目視点検は1巡もう全て終わりました。今2巡目に入っておりまして、1回目の点検におきまして緊急的にやはり修繕、補修をしなければいけないもの、それぞれランク付けをしまして、優先順位をつけて、対処をしていくということで計画どおり今進めております。

ですから、今、5年に1回ですので、5年に1回2巡目が今スタートします。今後も、ずっと5年ごとに全ての橋梁を点検するかどうかというにつきまして、国土交通省のほうでもどのようにするかということとは考えられるかもしれませんが、基本的には5年に1回、全て、350数橋ですね、点検をしていくということで、一通りは点検終わっておりますので、その中で急ぐものは対処をさせていただいておりますので、順次、問題ない、耐震性に問題ないもの、長寿命化に問題ない橋梁になっていくというふうに考えております。以上です。

7番（森正彦君）

その橋の中で、若干気になるのが、目に付くというか、虎杖野、あそこに柳瀬川橋というのがありますが、あれは高北病院へ向かうその松崎橋というんですか、こういうものの長寿命化とかいうのはどういう状況でございますでしょうか。

建設課長（池内伸雄君）

お答えをさせていただきます。柳瀬川橋につきましては1巡目の点検を平成28年度に実施しており、点検の結果に基づき令和元年度に断面修復やひび割れ補修などの修繕工事を実施しております。

松崎橋につきましては、これは県が管理する橋梁となっておりますが、こちらも5年に1度の定期点検を実施しており、前回は平成29年度に実施し、点検結果が健全だったことから、次回の点検は令和3年度に予定しているとお伺いしております。以上でございます。

7番（森正彦君）

ありがとうございます。柳瀬川橋あるいは松崎橋、またいい施策ができておると、あるいは大丈夫ということで安心しました。他に

も橋はいくつかあるわけですが、町長からも答弁いただきましたように、順次点検をして、必要などこは優先順位を決めてやっておるということで、安心しました。

それですね、耐震化長寿命化で対処できるか気になっているのが土石流による流木が橋にかかり、大きな圧力で橋を破壊してしまうという現象です。これは川の中の橋脚をなくすとか、土石流を防止する砂防堰堤とかの対策ではないかと思いますが、このあたりはいかがでしょうか。

建設課長（池内伸雄君）

お答えをさせていただきます。土石流や流木による被害につきましては、根本的な解決を図るとなりますと、難しい状況がいくつかあります。

橋脚の設置につきましては道路橋示方書などの設計基準に基づき、橋梁の構造や道路幅員、河川幅など複数の条件によって決定をされております。従いまして、仮に設置済みの橋梁を撤去する場合には、橋梁の構造から見直す必要があり、上部工のかけかえ対応となることでその事業費も多大なものになり、容易に施工することが困難となります。

次に、土石流を防止する対策としましては、一つ目として、掃流土砂をせきとめ、かつ、調整することを目的として、砂防事業として施工される砂防ダム。二つ目として、土砂の流出を防ぐための森林を維持、造成することを目的とし、治山事業として施工される治山ダムがあります。いずれも、県営事業であり、対策等が必要と判断される場合には、高知県に対しまして事業実施要望を行っており、本年度につきましては加茂地区の弘岡、斗賀野地区の狩場で治山事業による治山ダムが施工されることとなっております。

両事業とも対策箇所は民家や道路などの保全対象がある場合に限定されますことから、土石流の発生が懸念される全ての箇所が対策が取れないことが現状であります。こういった状況から、町が管理する橋梁の実施可能な対策としましては、河川内に流入し河積断面を阻害している土砂や流木などの支障物を撤去するなどの事後対策に限られ、予防保全的な対応は現実的には困難であります。根本的な解決は難しいながらも土石流や流木などが及ぼす影響については十分承知をいたしております。

今後におきましては異常気象などにより、河川の増水や土砂災害

の発生が予想される場合には、より一層パトロールを強化し、また、災害時における建設業事業者との連携を深めるなど、管理者としてできる限りの対応をとっていきたいと考えております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

ありがとうございました。土石流の対策は私も見回してみると小ささまざまな谷があつて、これはなかなか対策ができないのではないかということは理解できます。今、答弁がありましたように、可能な対策をとりながら命を守るというか、そういうことで被害をできるだけ最小限に抑えていかなければならないんじゃないかなというふうに思います。

砂防堰堤、治山の関係、先ほど答弁がありましたように今後ともよろしくお願いしたいと思います。

佐川町は地形的に一本道が少なく、迂回も可能な道路網が整備されていると思いますが、それでも橋の役割は大変重要でありますので、今後とも可能な限りの点検と整備強化をお願いしまして、私の今定例会の質問を終わらせていただきます。どうも、ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、7 番、森正彦君の一般質問を終わります。

引き続き、4 番、下川芳樹君の発言を許します。

4 番（下川芳樹君）

4 番議員の下川芳樹です。議長のお許しを得て通告に従い3 点の質問をいたします。今議会においても町政の質を問う者としてこの席から質問をさせていただきます。執行部の皆様には誠意ある御答弁をよろしくお願いをいたします。

高知県が整備を進めている、佐川町加茂地区の新たな管理型最終処分場については国内で新型コロナウイルスの感染が拡大していることから、地元での説明会が遅延しておりました。しかし、当初の予定から遅れて開催された7 月 12 日、13 日の第 3 回、地元説明会において、計画当初から課題となっていた建設予定地の地盤に5 メートル以上の空洞の存在や、建物を支える地盤支持力に問題がないとの地質調査の結果が出たことから、具体的な建設計画が進み始めています。

佐川町がとりまとめを行う地域振興策についても6 月 18 日を皮

切りに4日間開催された3度目の説明会の中で、県が行う振興策と合わせて町独自の振興策の内容が提示され、今後締結される県との協定書に盛り込むべく準備を進めている状況です。県並びに町が行うそれぞれの地域振興策の内容には、多くのメニューがあります。特に、県が行う振興策については、現在進めている基本設計やその後行われる実施設計の詳細が明らかになるまでは、その全貌が現時点においてまだよく見えません。

そこで、今回はまだよく見えない県の振興策についての質問は見送り、中身がある程度詰まっている、県、町の振興策について質問をさせていただきます。

それでは、最初の質問です。

これまで地元住民から要望のあった地域振興策について、町がとりまとめ説明会で報告された振興策の内容と、それらの実施に向けたタイムスケジュールの考え方、それらに要する振興策の事業費、振興策に関する県との協議内容の4点についてお尋ねいたします。なお、振興策の内容については、既に実施箇所とその内容について地元住民への詳しい資料が配布されていることから、事業名ごとの件数をお示しください。振興策実施に向けたタイムスケジュールは令和3年度からおおむね10年間とのことでしたが、年度ごとの事業実施計画の考え方をお示しください。振興策の事業費は総額で県に要望する金額を、県との協議内容は振興策に関する県との具体的な連携会議の内容についてそれぞれお答えをいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。それでは下川議員の御質問にお答えさせていただきます。町のとりまとめている地域振興策の内容につきまして、事業名ごとの件数についてというお話がありましたが、今、ここで数えておりましたが、少し間に合いませんでしたので、何件かという数につきましてはのちほど御説明をさせていただくようにしたいと思います。事業ごとにつきましては、防災力の向上と地域交通の安全性向上という名目で地域振興策のとりまとめを行っておりまして、幹線道路の拡幅ですとか、道路の舗装の補修ですとか、あとカーブミラーの設置、ガードレールの設置等、地域の道路の安全性確保、また利便性の向上ということでとりまとめを行っております。また、J Rの踏切の改良につきましても今2カ所の改良を検討しているということになります。これが防災

力の向上と地域交通の安全性向上の重立った内容になります。

また、地域コミュニティの活性化という事業につきましてはそれぞれ6地区あります。公民館の建て替え並びに整備ということで6地区それぞれの要望についてとりまとめを行っております。ただ、長竹地区の公民館につきましては、長竹、横山、竹ノ倉それぞれ3地区の皆さんが、何か会合等で集まっても十分広さが確保できるようにということで、町のほうで整備をするという形で長竹地区の公民館につきましては検討をしているところであります。また、既存の公園の整備につきましても、今検討しております。また、集落活動センター加茂の里の増床の要望もいただいておりますので、この増床について検討しているということになります。

続きまして、次の事業としまして、若者定住の促進、農業集落居住者のいこいの場づくりということの事業になっておりますが、これは町営住宅の整備と海津見公園の整備を今予定をしております。

すいません、訂正させていただきます。地域コミュニティの活性化の中で公園という話をしましたが、これは間違いであります。

以上、それぞれの事業名に対して事業ごとにとりまとめを行って、今、地域住民の皆さん、加茂地区の皆さんと協議を重ねながらとりまとめを行っている状況であります。

タイムスケジュールにつきましては、この地域振興策のとりまとめにつきましては、今後さらに住民の皆さんにも説明を重ねながら11月末までにはこの振興策のとりまとめを行い、できれば年内、12月に県と地域振興策にかかる協定書の締結をしたいというふうに考えております。県からはこの地域振興策の実施につきましては日高村と同様に、令和3年度から10カ年の期間で実施をするという計画でいてほしいということになっております。この、タイムスケジュールにつきましては、それぞれの事業ごと、何を優先して実施するかということにつきましては、まず、安心安全に係る部分ですね。特に急傾斜事業、これは県の事業になりますけども、できるだけ早期のお話をさせていただきたいということ。それと似た事業になりますけど、がけくずれ住家の対策事業、これは住民の方の御負担もありますので、いずれにしても協議をさせていただいて、できるだけ命に関わる部分ですね、安全を守るという部分についてはできるだけ早く実行したいというふうに考えております。あとは公共性の高いものにつきましては、やはり多くの皆様の生活の向上、利便性

の向上につながるということになると思いますので、公共性の高いものはできるだけ優先的に考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。ただし、いずれにしても、まだ、10年間どのような順番で実施をしていくかということに関しては決めておりませんので、それぞれ地域の加茂地区の住民の皆様と協議をしながら、順番に関し、この事業実施の年度につきましても丁寧に決めさせていただきたいなというふうに思っております。

事業費につきましては、まだ県と最終調整ができておりません。本当に概略的な数字になりますが、27、28億ほどの事業費になるのではないかなと。また、長竹川の支流の改修につきましては、当初、県で事業実施をお願いをしたいということにしておりました。ただ、増水対策ではない支流の河川改修につきましては、町のほうで事業実施をするべきだろうというふうに思っておりますので、この内容につきまして精査等、事業費のさらに詰めをしていかなければいけませんので、数億円単位で総事業費が変わるということも想定をされますので、あくまでも現段階での概略の見込みということでご理解いただければというふうに思います。

あと、協議内容に。休憩願います。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前9時59分

再開 午前10時

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。県との協議内容につきましては行政報告でも御説明させていただきましたが、先月、県との連携会議を行いました。県からは現地の調査結果ですとか、長竹川の増水対策に関わる県の考えですとか、説明を受けまして、町からは地域振興策のとりまとめの状況について説明をし、県に対しては改めて、力強い支援をお願いをしたいという話をさせていただいております。また、行政報告でも少しお話をしましたが、加茂地区と長竹地区の方からお話を受けておりましたが、周辺環境保全の観点でいろいろ

データをはかるのもいいけども、ビオトープを長竹川の上流に設置をして、しっかりと、できればホテルも住み着いてくれたらいいよねという話も出ておりましたが、生物がしっかりと生きているということで、なんら水が汚染をされてない、問題ないという証拠にもなるではないかというお話もありました。ビオトープの設置について今後、環境保全の協定を結ぶ過程の中でまた検討いただきたいというお話もさせていただきました。

以上が、県との協議内容になります。

私の説明は以上になります。

町民課長（和田強君）

下川議員の御質問についてお答えさせていただきます。先ほど、御質問がありました事業数についてでございますが、前回の県、佐川町の連携会議において町のほうが提示させていただきました事業数につきましては、町の実施分としまして、町の管理する分の河川改修等で 11 事業。それから先ほど町長のほうが説明申し上げました防災力の向上等の事業が全部で 52 事業。合わせて 63 事業ということになっております。あと、その県に実施をしていただく分も含めますと、全体で 77 事業を県のほうに提示させていただいております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

御説明をいただきました、地域振興策については今現在、地元から出てきたさまざまな要望に対してそれぞれ事業別に精査をし、事業内容について詰めているというふうな内容でございました。また、タイムスケジュールについては令和 3 年度から 10 年をおおむね見通し、その事業内容の中では優先する事業として、直接安心安全にかかる事業、また公共性の高いものを行政としては優先をしたい。しかし、その順番については地元との協議の中でしっかり検討していく。事業費の総枠については、まだ細部が詰まってない事業がここにあります。私も初めて今日ここで聞いた事業メニューもございましたので、その内容が詰まるまでまだ確定はしていないと。大枠で言うならば、27 億から 28 億というふうなお話でございました。まだ、事業が流動的であるというふうなことは今後のまだ検討の余地も十分あるというふうなこともございます。また、今後、県との話し合いの中で協定に盛り込んでいくまでの間は、協議過程の中でどのように変化するかはまだ分からない、というふうな部分も含んで

いるというふうに理解をいたしました。

それでは、次に地域振興策の個々の事業に関する考え方についてお尋ねをいたします。

一つ目は県が補助制度を創設し、町や所有者が行う上水道整備の考え方についてです。県は施設整備地につながる地下水や地表や河川等を流れる表流水の影響を配慮し、井戸水を生活用水などに利用している井戸所有世帯や、事業所に対して町の上水道を引き込む支援を町の施工により行うこととしています。支援に該当する井戸の範囲は県による詳細な調査により、長竹、竹ノ倉、横山地区に位置する井戸所有世帯、事業所との説明がありました。今後、対象世帯などに意向調査を行い、既に配水管が住宅付近まで整備されている世帯等から上水道の引き込み費用を補助し、配水管が整備されていない世帯等には、町が配水管を整備したのちに、引き込み費用を補助するとのことでした。私はその対応は十分でないというふうに考えております。

県の考える補助制度で対象となる部分は町が行う配水管の整備と、所有者が補助金をもらい施工する配水管から量水器、メーターまでの給水装置部分となっています。給水装置から宅内までの接続は個人負担となります。このような補助制度には大いに疑問を感じています。なぜならば、そもそも施設建設による影響に配慮して現在使用している井戸水の水質に不安を感じる住民に対して支援する制度であるならば、今ある現状と同じように生活水を確保できることが大原則です。施設が建設されたことで新たな負担を要することなく、今までどおりの生活を営むことが大切です。施設建設により、井戸水の水質が悪化することは決してあってはなりません。現状の水質からの変化を長期間調査し続ける業務内容を考えるならば、自己負担などなしに、上水道を利用できる補助制度とするべきだと考えますが、いかがでしょうか。

町のお考えをお聞かせください。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。県のほうから、この件につきましてはアンケートで下川議員おっしゃられましたように、メーターから宅内の引き込みも補助をお願いできないかというアンケートがあったというふうに聞いております。ただし、県からは質問者に対しては加茂地区で既に自己負担により上水道を引き込んでいる世帯

があり、その世帯等との均衡を考慮して、今回、補助対象の範囲を決定しているので、御理解をお願いをしたいというふうに回答をしたというふうにお伺いしております。

私も、町としまして、この県の回答に対しましてこれまでご自身で引き込みをされている家庭もありますので、その皆さんとの均衡といいますが、既に引かれている皆さんへの配慮も含めて、今回はメーターから宅内への引き込みは自己負担でお願いしたいというふうに県が考えておりますが、町としましてその考えに理解を示しているところであります。以上です。

4 番（下川芳樹君）

確かに、町長がおっしゃいましたように、県が行った住民アンケートでの質問に対して、県からの回答として均衡を図ることが文言としてございました。しかし、既に自己負担で上水道を引き込んでいる世帯との均衡、平等性とは同じ舞台、同じ環境の中で新たに事業を興したときに、起こりうる考え方でございます。産廃施設が計画される前とその後では、その舞台に大きな違いがございます。今回のケースは県が行う産廃施設の建設に協力することに対して県が補助する事業であります。町の予算でこれまで行ってきた水道事業とは全然異なります。町は地域住民と同じように県が行う事業に協力をする、そのような立場でそれに値する対価を求めてもいいと思います。県が示した補助制度に対してその内容が町民の側に立って不十分であるならば自分事として考えていただき、しっかりと県と交渉していただきたい。このように考えますが、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。これまでの説明会の中で、メーターから宅内の配管につきましては自己負担でという説明を何回も県がしてきました。その折に、説明会の中では全く異論が出ておりませんでした。今回、アンケートの中で負担をしていただけないかという話がありましたが、これまでの説明会の中では既に引き込みをしている人、中にはこの処分場の話があってから引き込みをした人も実はいらっしゃいます。そういうことも踏まえて今回、メーターから宅内への引き込みに関しては個人負担でお願いをしますというふうに県が回答しておりますが、地元の皆さんからやっぱりその部分、メーターから宅内の引き込みについても負担をしてほしいという声が大ききようでしたら改めて町としましては、県と協議をさせ

ていただきたいというふうに思っておりますが、いずれにしましてもかなり時間をかけて説明をしてきまして、住民の皆さんから説明会の中で特に強い要望もなくここまでできておりますので、これまでの説明の中で県としては了解をいただいているというふうに判断をしているというふうに思いますので、いずれにしましてもなかなか容易なことではないかなというふうに思いますが、住民の皆様の要望に、お考えに寄り添って町としては進めていきたいというふうに考えておりますので、また、住民の皆さんと協議をしてみたいと思います。以上です。

4 番（下川芳樹君）

声がないというふうなことでございました。私、説明会には全て、1回、ちょっと体調不良で欠席をさせていただきましたが、これである説明会全て参加をさせていただきました。その中で、なかなかあの場では発言しづらいというふうなことで、会議が終わってから、後で、「あれはちょっとどうじゃろうね」というふうなお声も幾人かの皆さんから聞いております。私のほうからはしっかりアンケートもあることだし、その場で言えなかったことはぜひアンケートに書いてよねというふうなお伝えも差し上げました。

今回、直接、井戸水を使っている世帯というのは限りがあります。それも地下水の流れ方、地層の考え方、表流水の考え方等で井戸もある程度絞って特定をされた状況です。それから給水器、メーターから宅内までの引き込み部分、確かに本管からの流れの中でその経費の差っていうのはあるかと思うんですが、現在、水道を引かれてない御家庭については井戸からの配管というものは宅内に全て引っ張られると思います。メーターからそれに接続する管の部分くらいはしっかり補助してもいいんじゃないかなと。なぜならば、このような不安がなければそのまま井戸水を活用して生活に支障なく暮らしておられた皆さんですので、ぜひ、その不安があるっていうふうなことがあるならば、そこまでしっかり手を足らしてあげる。金額的にはそんなに大きい金額ではないし、戸数も少ないわけです。それから今後、希望をとるというふうな流れがこのあとつながってるわけです。実際に水質に問題がなければわざわざ水道を引っ張ってそれを利用する必要もない。しかし、この機会に不安解消のために、また今後の水質の変化、これはあってはならんことなんですが、そういうときにもし変化があって、井戸水たちまち飲めなくなりまし

たよっていう環境をつくるよりは、しっかりそういうところに手を足らしてあげるっていうのがいいんじゃないかなと思います。

県がさまざまな考え方の中でこの事業に対して、私、県としてはこういうふうに考えますっていうことに対して、やはりしっかり向き合って住民側に立って、新たに課題として出てくる、新たに負担を生じるということがないような取り組みについてぜひお願いしたいと、重ねてお願いしたいというふうに思います。もう一度お答えをよろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。下川議員のお気持ちは十分、よく伝わってきましたので、改めて県と協議をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

4 番（下川芳樹君）

よろしくお願いします。

次に、振興策に関する 2 つ目の質問です。

佐川町が進める町道の改良です。加茂地区の町道は町内 5 つの地域の中で町道の改良が大きく遅れていると、住民説明会の報告の中でございました。現在上がっている振興策での改良区間は、町道の幅員が狭く、住民の生活道路として十分な機能を発揮していません。幅員が狭いことから、ぐるぐるバスの運行や救急、火災、防災面でも大きな弊害が出ています。このことについては町においても十分に把握されていることと思います。

これらの幹線道路を中心に幅員を 4 メートルとして道路改良をしていく計画は、地域住民にとって長年の悲願であり、私自身も大賛成ですが、その道路用地を既存の町道改良と同じく、地元からの無償提供により実施することには反対をいたします。地域の説明会では、幹線道路の地図上での表示がありました。具体的な用地の位置や面積がまだ詳細に示されていないことから、それに該当する地権者からの意見があまりないまま現状では進んでおります。今後、無償提供しなければならぬ用地が具体化すると、必ず用地問題で計画が前に進まない危険性がございます。

その理由は、これまで町道の拡幅を求める一部の意見はあったものの、町道改良が進まなかった大きな原因が、一部の地権者にのみ負担がかかりすぎることであったと思われます。現状の町道は 2 メートルから 3 メートル前後の幅員で、この道路を改良したときに、

既に用地を提供されている、隣接の地権者の皆さんにとって、これ以上拡張するにあたって、また用地を提供しなければならない。これは不満、疑問が起こって事業を進めるに当たり大きな弊害となり、せっかくの事業ができない状況に終わりはしないかと心配でなりません。

その一方で、同地区内で実施された用地買収費を伴う国の補助事業等で行われた道路改良については、路線数は少ないですが、しっかり完成をしております。

今回のような地域の道路環境を大きく変える事業は、この機会を逃すと二度と訪れないかもしれません。そこで、今回の地域振興策を活用した町道の改良では、これまでの町道改良、現状の町道改良の原則、考え方を見直し、町にとっても大きな生活環境の改善につながる町道改良事業を、用地買収費を伴った事業として実施していただきたい、このように考えております。いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。町道の拡張を伴う改良事業につきましては、原則、これまでの町道の整備事業と同じように無償で提供いただいて拡張をしていくという内容で進めていきたいというふうに考えています。

原則としましては、佐川町全域の道路改良と同じ基準でこの事業に関しては進めていくということを町として考えております。

ただ、よほど何かの事情があった場合には、やはり地元の皆さん、地権者の皆さんと協議をさせていただいて、考えざるを得ない場合もあるのかなというふうには思いますが、原則として、佐川町全域で行っている改良事業と同じ内容で進めていくということで考えております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

先の水道関連の質問でも申し上げましたように、今回の地域振興策は県が行う管理型廃棄物最終処分場の受け入れに対する事業ということであり、町の持ち出しを考えることもなく、県に要望していくべき事業だと思います。

県には県民のために必要な事業として、県内にどうしても必要な産廃施設を建設する責務があります。前回の説明会を終えて、住民の理解を得たとの副知事の発言もございましたが、地域の住民にとってみたらできればつくりたくないということはずっと一貫して同

じ考えだと思います。苦渋の選択の中で、その必要性を認め、どうしてもこの地域に受け入れざるを得んよねっていうふうな、そのような思いからの受け入れであろうというふうに考えております。町はこれを受け入れるにあたり、町民にとって有利な事業として、町民のために活用する責務がございます。公務員は別の呼び名で言えば「役人」。役人と言います。人の役に立ってこそその役人です。佐川町の役人は町民の役に立ってこそだと思います。ぜひ、立ち位置を間違わないように、しっかりと県に向き合って事業を進めていただきたいと思います。

どうしても町の負担が必要である、また、他の地域と比較してあまりにも盛り込みすぎた事業である、そのようなことではないと思います。今回の振興策、この振興策の内容というものは、明らかにこれまで進めてきた町道改良の内容とは異なると私自身は思います。もう一度見解をお願いいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。下川議員、おっしゃられました内容が異なるという部分に関しましては、スピード感を持ってこの事業を実施していくということで考えておりますので、具体的な改良事業の中身としましてはこれまでどおりというふうに考えて、原則、用地に関しては提供いただいた上で改良事業を進めていくということで御理解をいただきたいと考えております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

原則としてというふうなお答えでございます。先にも申しました、加茂地区、本当に既存の町道が狭い。これは先の説明会の中で、前田村産業建設課長のほうからも報告がございました。5つの地域があります。5つの地域の中でそれぞれの町道の延長部分であったり、幅員の広い部分がどれだけその地域内で整備をされているのか、そういう詳細な説明がありました。道路幅員と舗装の状況、この2つの説明が詳しくありました。加茂地区、どうしてこんなに町道の拡幅が進まなかったんだろう。私自身も長く役場に勤務をさせていただいた中で、その主要な、今、提案されている幹線道路が全然広がらなかった。ぜひ広げないかん、広げるべきやというふうに考えていたのに全然広がらなかった要因というのが、その用地の問題です。

確かに、道路改良というのは用地があって初めて成り立つ事業で、

現実、今後話を進めていく過程の中で、そこの地権者の皆さんが「私はこれまで用地を無償で提供してきた。これ以上、私ばかりがなんで用地を提供せないかんが。」っていうふうなことになるって事業が進まなかった場合、せっかく振興策の中にこれだけの路線を計上して、今後、加茂の将来がどんどん開けていく、この道ができることによってどれだけ地域がよくなるのか、いうふうなことをここの用地の問題でストップさせていくっていうのはものすごくもったいない話です。

それは、考え方の中にあります。これまでずっと町が進めてきた町道改良については、地元から用地を提供していただき、その用地を提供していただくことで道路改良が進んできた。用地の提供がなかったら本当に道路改良なんて全然進みません。これは買収でも一緒です。用地買収ができたら道路はできたも一緒なんです。そんなもんなんです。だから用地は本当に道路改良の中で最も重要で最もできるできんの判断をする大きな要因を秘めています。

これまで、どうして加茂地区で町道の改良ができなかっただろう。欲しいんですよ、皆。広い道が欲しいんですよ。でも、その全ての地権者の皆さんの意見をまとめて道路をつくるまでには至っておりません。本当に難しいんですよ。地域自体が。そんな中で、別に町に単独でほかの地域の皆さんの税金を使うて用地買収費を出してくれって言いわけじゃないです。これも含めて地域振興策として町道改良の要望金額の中に上乗せをしていただきたい。この機会を逃すと本当に加茂このまんまですよ。ずっと。将来的に町道が拡張されんままに、あの住宅エリアの中が狭い道でぐるぐるぐるぐる回っていかないかん。その協定書の中、最初の確認書の中にあった地域が本当に、若い世代、これからの世代まで住みやすくいい地域にしていこうと思ったら、河川の改修もすごく重要ですが、町道改良ってものすごい重要なんですよ。

そのことをひとつ、町としてしっかり考えていただきたい。これは町長だけじゃないです。ほかの執行部の皆さんもそうです。今までずっと、町に勤めてこられた中で、感じてると思います。なんであんなに加茂の道って狭いろうねって、感じていると思います。この機会逃すと、ずっとまた同じ状況です。

本当にそういう根底的な部分を打開するには、今回の事業をいかに上手に活用して、こういう環境を改善していくか、そのことにち

よっとしっかり知恵を絞っていただきたい、そのように考えます。
もう一回お答えください。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。あくまでも、道路の改良事業につきましてはこれまでの町の取り組みの内容で進めていきたいというふうに考えております。ただ、スピード感を持って、地域の住民の皆さん、地権者の皆さんにも御理解いただけるように丁寧に一生懸命、町として事業を進めていきたいと考えておりますので、ぜひ、下川議員もお力添えをいただければというふうに考えております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

わかりました。話し合いの場をつくって早期に具体的に「じゃあ、このエリアについては、こういう皆さんの土地を提供していただかなければならない」というふうな中にこういうものができれば、私も積極的にその地域へ出向いて、皆さんとのお話に参加させていただきます。

でも、くどいようですが、用地の提供がなく、せっかくここに掲げた事業ができなくなるっていうことはないように、その話し方の進め方によってはやはりこうちょっと手を足らすっていうことも合わせて、ぜひ、検討していただきたいと思います。

先ほど、立ち位置の問題、間違わないようにいうふうに申し上げました。町長、副町長、執行部の皆さん、これらの皆さん全て、町民の皆さんに向かって発言する発言内容というのはその立ち位置によって微妙に変わります。言っていることが、これはあれですよ、住民側から考えてですよ、ちょっとやっぱり県のほうに傾いた、県に配慮した、県に味方した発言だになっていうふうなことじゃなく、やっぱりうちの町、「やっぱり役場の職員やね。町民のための職員やね。」「私らのことしっかり向いてくれちゅうね。」そういうふうに住民の皆さんがその言葉に答えていけるように、しっかりとその立ち位置、守っていただきたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

次に、新たな管理型最終処分場に対する県と町の協定書の内容及び、協定締結の時期についてお尋ねをしたいと思います。

地域振興策は県実施分と町実施分に区分し、町実施分は国、県の支援制度を活用し、必要な町負担分を交付金として県より交付する。

具体的な事業内容は町の要望内容に基づき詳細な検討、とりまとめを行った上、協定を締結する。地域振興策については、先ほど町長からも御発言がございました、11 月中に最終的にとりまとめをするとの内容がこの前の連携会議で話されたということでした。また、その協定期間は 12 月に予定をされていると。これについては町長からの行政報告でもお聞きをいたしました。

まず初めに、地域振興策については 11 月中に最終的なとりまとめをするとのことですが、その時点では振興策に要する県よりの交付金額、事業の具体的な実施期間などをとりまとめた内容について地域への説明があると思います。説明会の時期はいつごろの予定でございでしょうか。また、12 月に協定するとのことですが、その協定の内容についても地域に説明をするのでしょうか。県との協定は地域の合意を得て締結するお考えなののでしょうか。そのあたりの御答弁をよろしく願いをいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。地元説明会につきましては 10 月もしくは 11 月に開催をしたいというふうに思っております。また、協定書の締結、協定書の内容につきましては、もちろん地元の方々、自治会長さん経由になろうかと思いますが、しっかりと提示をさせていただいて、また、議会の皆さんにも協定書の内容は当然御説明をさせていただいて、確認をしていただいた上で、県と協定書を締結をしていくという手順を踏まなければいけないと考えております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

次に、地域振興策に関する協定書、12 月に締結するというふうなことでお聞きをしております。この協定書の中身というのは振興策に関わる協定書というふうに理解をしてよろしいですか。振興策の協定書については 12 月に予定をしていると。

そのほかに、まだいくつか協定書は今後、結んでいかなければならないというふうに考えております。その、町が想定している協定書の内容、また、その時期についてお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。現時点で県と結ぶ協定書につきましては先ほど下川議員もお話がありました、地域振興策に係る協定書

と環境保全のために締結をする協定書、この2つになっております。ただし、地元の皆さん、住民の皆さんからこういう協定も結びたいというお話がありましたら、それは県と協議をして協定を結ぶということができないわけではございません。

環境保全に係る協定書の締結の時期につきましては、県と協議をしている内容では、本体工事に着手をする前に必ず環境保全に係る協定を締結するという話になっております。ただ、具体的に何年の何月という話にまでは至っておりません。環境協定に係る内容につきましては、これはあくまでも日高村のエコサイクルセンターの協定内容の説明として、参考とさせていただきたいと思いますが、工事中の環境対策でありますとか、廃棄物の搬入区域及び処理、操業中の環境対策、あと廃棄物の搬入車両の対策、防災対策及び環境保全対策、環境監視、チェックですね、監視などについて、また、情報の開示、連絡協議会について、操業の停止、ストップですね、操業の停止について、施設の変更の際の手続きについて、あと最後は協定の内容について疑義を生じた場合の協議の方法についてということ、この内容について協定書に明記をされて日高村では協定書として締結をされております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

御説明をいただきました。基本的には振興策の協定書と環境対策に統括された、さまざまな内容をもって協定をする2本立てというふうなお考えであろうということです。確かに、施設の管理運営に関することであったり、公害が発生しないためのさまざまな監視委員会であったり、このような部分についてはしっかり盛り込んでいただきたいというふうに思いますし、以前から申し上げましたように、地域に安心安全を担保するためにはやはり行政だけが管理をしたりとか、一部の委託機関が管理をしたりというふうな形ではなく、やはり住民の代表という者も管理をする委員会なりに所属をさせていただいて、住民が参加した、参加の中での監視体制っていうふうなものをしっかり確立をしていただきたいというふうに思います。

それと、もう一つは、本来ならば欲しくないんですが、施設があるそこに建設をされるということで、それに対する地元への経済効果といいますか、地域の事業者がある程度参加ができるような形であったりとか、そこで地域からの雇用が生まれたりとか、そういうふうな部分についても、中身の詳細がわかりませんから、そういう部

分ができるかできんかわかりませんが、そういう部分についてもしっかりお伝えをいただきたいと、このように考えております。いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。加茂地区の地元の皆さんが入って監視をしていくということがとても大切なことでありますし、地元の皆さんにとっても安心につながるのだと思いますので、地元の皆さん、特に自治会を含めてこのような形で環境保全に係る協定の中の内容を明記したいと、こういう内容で締結をしたいということを御提案いただいてその内容がしっかり盛り込んだ形の協定にしたいというふうに思います。

また、地元に対する経済の波及効果につきましても、地元の皆さんから要望として出していただきまして、できる限り地元に関係する効果が波及するような形がとれるものであればとっていききたいというふうに考えておりますので、私たちが考え得るもの、単純に例えば、地域振興策の中で町が事業として実施するものに関して、町内の事業者で実施できる入札については当然町内の事業者で実施をするということは、これまでどおりと同じように考え得る中で実行していききたいというふうに考えますが、私たちがなかなか考えつかないこともございますので、それは地元の皆さんの中でこういうこともできるんだと、こういうことをすることによって地元にも波及効果が出るような形がつくれるんだということがありましたら、また御提案いただけましたら県のほうにもしっかりと要望していききたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

4 番（下川芳樹君）

わかりました。今後、説明をする過程の中で、地域の自治会とか地域住民、これはしっかり説明をされていくと思いますが、加茂地区全体の流れの中で、加茂には集落活動センターを指定管理として受けております「加茂の里づくり会」という組織がございます。ぜひ、そういう組織の考え方についても地域全体の振興であったりとか、地域づくりであったりとか、そういう考え方を上手にくみ取っていただきますように重ねてお願いをいたします。

次に、最後の質問でございます。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前 10 時 40 分
再開 午前 10 時 55 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4 番（下川芳樹君）

それでは、最後の質問に移りたいと思います。この冬を待たずに全国的に第2波とも思われる感染拡大が続いている新型コロナウイルス対策についてお尋ねをいたします。

本年2月以降、新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、人々の動きが制限され、観光産業、飲食業などを営む経営者が経済的に困窮する状況となりました。これらの業種を支援するため現在も国や地方自治体によってさまざまな取り組みが進められております。我が町佐川町においても職員や関係機関が一丸となってコロナ対策への積極的な取り組みを進め、大きな成果が上がりつつあります。町執行部を初め、職員の皆さん、商工会や社会福祉協議会の皆さんの努力に心より感謝いたします。

国や都道府県ではコロナにより疲弊した経済活動を取り戻すため、営業休止や時間短縮、他県への往来制限など経済への影響が大きかった制限を部分的に緩和し、人の流れが戻りつつあります。外出規制が続く中、国民のストレスもピークに達し始めた状況のもとで、経済的な効果も踏まえたGo Toトラベルの取り組みも一部の地域を除き進み始めております。しかし、その反面、第2波ともみられる新型コロナウイルスの感染が拡大し、感染者の数も9月7日現在で7万2,227人となり、全国的に増加し続けていることが国民への不安を募らせております。

国においては感染の拡大は防止したいが、経済対策も進めていかなければならない重要な課題です。コロナウイルスに対抗できる安全なワクチンができるまで、感染防止対策と経済対策は同時に対応する必要がある、国や地方自治体にとって目隠しをして綱渡りをしているような状況です。このような状況の中で政府の対応を待たずに独自の取り組みを始める自治体が出てきております。東京都墨田区や長崎県では独自のPCR検査を開始し、国が周知していた定義を越えて対象者を早期に発見する検査基準を設けました。高知県内

においても県と高知市がコロナ対策での協力を掲げて、ＰＣＲ検査の充実を図る検査機能拡大の取り組みも進めております。

そこでまず、佐川町の独自の取り組みについてお尋ねをいたします。第１波ではコロナウイルスの感染経路をある程度、把握できましたが、第２波とみられる感染では感染経路がわからない事例が多く発生しております。いつ、どこで感染したのか分からない事例が多く、濃厚接触者の特定ができない状況が生まれております。また、若い世代の皆さんには感染しても症状が出ない、感染したまま元気に生活を送られている。このようなケースも多くあるとのこと。これらにより、職場や病院、福祉施設、学校、家庭などでのクラスターも多くみられております。冬に向けてはインフルエンザとコロナウイルスを同時に発症することも心配され、院内感染のリスクも高まっております。このようなことから、感染者を早期に発見するため、佐川町内においてＰＣＲ検査の対応能力を高める必要があり、県と連携をしながら検査体制の構築を進めるべきだと考えます。また、クラスターのリスクが高い、学校、保育園、福祉施設など集団検査に取り組んでいただくようお願いをしたいのですが、見解をお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

下川議員の御質問にお答えをさせていただきます。この新型コロナウイルス感染症に対しての町独自の取り組みということでございますけれども、昨日も橋元議員から類似の御質問をいただきました。現在はこの感染症につきましては指定感染症ということで、感染が確認された方については、現在は入院勧告ということになっております。それから、就業制限を受けるということになってます。先ほど下川議員もおっしゃいましたとおりＰＣＲ検査、これについては高知県についても、これまでは県の衛生環境研究所でしか行えなかったものが、民間の協力医療機関、こういったことを通じて検査体制を拡充するということで県の取り組みも８月中旬から行われていると。そして、国においては８月２８日に新たなコロナ対策ということで検査体制の拡充ということを打ち出しているということでございます。

全国には先ほどおっしゃいましたとおり、それぞれ自治体独自でＰＣＲ検査、行政のほうで拡充をして早期に発見をするという取り組みをしているところはございます。ただ、こういったことについて

ては財政の確保であるとか、医療資源の確保、体制の構築ということがまずは必要になってきます。佐川町におきましては、これは高知県も含めまして、現在はこういった高知県の医療体制の拡充も含めてPCR検査、こういったものの体制を連携を図る中で佐川町としてもこういったものの県の体制、対応を準じて高知県内医療機関を含めて、関係市町村連携をして取り組まなければならないというふうに考えてます。そういったことから、佐川町としては町独自でPCR検査とかそういった独自の対策を検討するということは考えてはおりません。以上です。

4 番（下川芳樹君）

ありがとうございます。昨日も橋元議員から同じ質問がございました。福祉課長のおっしゃるように、一つの町独自でこの取り組みを進めていくというのはなかなか難しい問題があるかと思います。しかしながら、国内の情勢も刻々と変わっております。そのような状況の中で国とか自治体間の連携によって、よりスムーズにPCR検査が実行できるような働きかけを自治体としてしっかりお願いをしたいというふうに思います。

次に、新型コロナウイルス感染者やそのご家族に対するコロナ差別についてお聞きをいたします。コロナウイルスに感染したことでネットや張り紙などで個人やその家族がさも犯罪者のように取り扱われるケースが増えています。しかし、感染は現状下において誰でもどこでも起こりうるのが想定されます。実際に、県の医療センターで防護服、マスク、手袋など完全な感染防止対策をしても医療の専門家である医師や看護師が感染したという新聞報道もございました。どんなにマスクの着用、手洗い、消毒の励行、3密の遵守に取り組んでも誰もが感染するリスクを背負っております。悪いのはあくまで新型コロナウイルスです。個人が悪いわけではございません。感染者を誹謗中傷するなど職場や施設で不当な差別を受けることがないように、チーム佐川一体となって未知のウイルスと戦う必要があります。現状では町内での事例は聞こえていませんが、今後、どのような状況になるか想定することすらできません。感染した人が悪いと誹謗中傷するようなコロナ差別をなくする啓発をぜひチーム佐川で実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。まず、県内での感染者の情報につ

きましては高知市を除きまして、原則として市町村名を公表しない形で県が公表をしております。しかしながら、これまで感染の発表の中で高知県知事あるいは高知市長の会見でも大方向が及されていたように、県内でも心ない噂、それからデマが流れて、他者からの差別的な言動というものが感染者やそのご家族などを苦しめているということも現実であろうというふうに考えております。

佐川町内では7月に高知県、高知ファイティングドッグスの選手の感染発表がございました。このケースにつきましては球団側から町内在住という発表がありましたため、知事の記者会見では堀見町長が同席をさせていただきまして、町長から直接、町民へのメッセージとして感染者、それから球団に対しては温かく接していただきまして、町民皆が支えあってほしいということをお伝えをさせていただいております。

町としましては、先ほど下川議員おっしゃっていただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症の正しい情報、こういったものを発信していくとともに、町民一人一人の感染予防の大事さ、こういったものとあわせて、どんなに気を付けても誰でも感染する可能性があるということや、このコロナ禍の中で町民が支えあいの気持ちを持つことの大切さ、こういったことを引き続き広報させていただきたいと思います。以上です。

4 番（下川芳樹君）

ぜひ、医療に従事されている皆さん、また、3密の環境の中で一生懸命頑張っている皆さんがしっかり支援がされるようによろしくをお願いをしたいと思います。

次に、コロナに関する経済対策についてお尋ねをいたします。先にも申し上げましたが、佐川町が行う経済対策は首長初め、関係職員の皆さんのご努力により他の自治体に引けを取らぬ成果が現れております。しかし、不況の中で1番に解雇される非正規労働者は経済的に困窮している、そのような状況が報道されております。今、事業主や正規の従業員については国や地方自治体が進める経済対策により、ある程度の支援が届きつつあります。しかし、解雇や休職の対象となりやすい非正規労働者や学生アルバイトは経済的に大変苦しんでおります。そちらにも手が届くように、雇用主の皆さんに非正規労働者を支える施策を取り組んでいただくよう、行政としてしっかり御支援いただきますようお願いしたいと思いますが、い

かがでしょうか。

産業振興課長（森田修弘君）

下川議員の御質問にお答えさせていただきます。企業や事業者向けの支援といたしましては、国のほうでは持続化給付金であったり、雇用調整助成金、家賃支援の給付金など、県のほうでは休業要請の協力金であったり観光リカバリーキャンペーンの協力金など行っております。町の支援策としましては、コロナに負けん！チーム支え合い基金による事業者給付金でありますとか、飲食店等感染防止対策給付金などの給付金や新型コロナウイルス感染症対策事業の応援補助金でありますとか、公共交通の応援事業などさまざまないくつかの事業を行ってまいりました。

今後におきましては、今月より販売が始まりましたプレミアム付商品券や、今後予定しておりますスタンプラリーなどを実施することによりまして、地域経済を活性化させて、事業活動の下支えをしてまいりたいと思っております。

なお、行政報告で申し上げましたけれど、新たな個人向けの支援策といたしまして、非正規労働者向けのや、日雇いの方など、コロナウイルスの感染症の影響を受けまして月給が3割以上かつ、3万円以上減収した町民の皆様を対象にいたしまして、3万円の給付金を支給するという給付の制度を行う予定にしております。以上でございます。

4 番（下川芳樹君）

御努力は本当にありがたいというふうに感じております。今後の流れとして、やはりこのまま経済が活性化する、コロナが収束するっていう見通しが全然立たない状況下にあります。やはり、一体となって守っていけるような体制づくりとしては、雇用主がやはりしっかりそういう弱い立場の労働者を守っていけるような環境をつくっていくこと。また、直接弱い立場の非正規労働者に向けて手が届くような支援をよろしく願いをしたいというふうに思います。

質問の最後に、日々多忙な通常業務に加えてコロナウイルス対策や県の産廃施設関連業務に御尽力をいただいております執行部を初め、町職員の皆さんにお礼と感謝を申し上げまして、私からの全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、4 番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

引き続き、2番、宮崎知恵子君の発言を許します。

2番（宮崎知恵子君）

2番議員、宮崎知恵子でございます。議長のお許しをいただきまして、3点の一般質問をさせていただきます。

一つ目として、生涯エイジレス実現に向けて、佐川町の実態の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

本年、2020年7月、厚生労働省が発表いたしました、2019年の日本の平均寿命は男性が81歳、女性が87歳という過去最高水準にいたしました。国民の健康意識の高まりや、医療技術の進歩などによりこれからも平均寿命は延びていくと見込まれております。イギリスの組織論学者であるリンダ・グラント教授の研究では日本では2007年生まれの子供の半数が107歳より長く生きると推計されており、人類100年時代が到来していると言える状況にあります。この超長寿社会の進展とともに、日本の令和元年の高齢化率は世界で最も高い28.4%と2000年代に入ってから常には世界最高水準で推移されております。

佐川町におきましても、今後増加が見込まれている状況と思いますが、そこで1点目の質問でございます。佐川町の高齢者の推移は全国内自治体と比較して、どのような状況でしょうか。大まかでするのでよろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

宮崎議員の御質問にお答えさせていただきます。佐川町の高齢者等の状況につきまして、数字を御報告をさせていただきます。直近の8月31日現在で佐川町の高齢者数65歳以上の方は4,971人でございます。高齢化率にいたしますと、39.5%ということになってます。後期高齢者と言われる75歳以上の方につきましては2,747人という形になってます。

県内の自治体、あるいは全国と比較してどうかということでございますけれども、手元にある介護保険の中のデータにはなりますが、その中で前回の国勢調査、2015年の10月に行われた国勢調査の時点で、これは介護保険の保険者ベースになりますので、県内では中芸の広域がちょっと市町村が一つになってますので、30の、県内30の保険者ということで、30の保険者中、上から数えて20番目ということで、高齢化率にしましては真ん中より下というふうな形になります。ただ、全国で比較しますと、これが全国で1,565、介護保

険の保険者としてありますが、その中では 292 番目ということで上から数えたほうが早いということではございます。佐川町の状況としてはそういった状況でございます。

2 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。2025 年には私たちの時代というか、団塊の世代が 75 歳を超えて後期高齢者となり、国民の 3 人に 1 人が 65 歳以上、5 人に 1 人が 75 歳以上というこれまで人類が経験したことがない超高齢化社会を迎えることになります。これがいわゆる 2025 年問題といわれているものです。今後、医療制度や介護保険等の維持、年金、財源確保、労働力不足など多くの課題に対して、国民一人一人が自分のこととして考えて対応していくことが必要な時期に差ししかかっていると思います。町におきましても生涯現役社会にあわせての住民が健康で快適な人生を全うするための施策が求められていると思います。これからの超長寿社会に対応していくためには、これまでのように 60 歳で退職して第一線から退くという考え方ではなくて、年齢に捉われることなく、自らの責任と能力において、自由に生き生きとした生活を送るというエイジレスライフの考え方が大切であり、高齢者が仕事や趣味など、さまざまなことにチャレンジしていくという新たなライフスタイルの考え方が必要と思われます。

私が尊敬する思想家の言葉で、「この国の社会問題は人口構成の高齢化と若年層の税負担の増加、そして、高度福祉国家となり、社会の活力が失われていくことだろう。生涯現役こそがその答えである。個人も国家も発展、繁栄していく道である。」というものがあります。生涯現役こそが多くの社会問題を解決する道であり、シニア世代がさらに活躍することこそ、町の活力を高める鍵となります。多くの企業にとっても、生産年齢人口が減少することで、労働力の確保だけでなく、豊富な知識や経験を持つシニア世代は大切な戦力となると思います。これからの時代は働ける時期を年齢だけで判断していくのではなく、年齢に関わらず働く意欲のある方が働き、いくつになってもチャレンジすることができる社会を実現することが重要だと思います。

そこで、シニア世代の方々の生涯現役で活躍できるような佐川町として、どのような施策といいますか、対応をされているのかをお伺いをいたします。また、今後のどのように取り組まれていくのか

もお願いをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

御質問にお答えをさせていただきます。生涯現役のエイジレスということで、実現に向けては佐川町といたしまして、生きがいくつりという面から申し上げますと、あったかふれあいセンターであるとか、集落活動センター、こういった地域の活躍の場というものがございますので、そういった所でご自身の得意とすること、あるいはやりたいこと、そういったことを地域との関わりの中で、例えば有償ボランティアというようなこととして、働ける場っていうのをつくっていくことが高齢者の雇用の創出ということにつながるということふうに考えておまして、現在もそういった各地域地域で関係の団体等と町も話をしながらそういった場をつくっていております。それから、あるいは学校と連携をした地域貢献であるとか、それから地域によっては草刈りであったりとか、そういったこともやっていただいているというふうに思いますので、今後も引き続き地域の関係団体、関係者と話をしながら、元気な高齢者の方の出番づくりというところで取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上です。

2 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。なぜ、こういう質問をするかと申しますと、私もお店をしている関係で、いろんな方がいろんなお話をもってきていただけます。その中で自分は仕事をしたい。少しでもお金になれば生活も楽になるし、生きがいもできるしっていうところでこのような質問をさせていただいたわけですが、まさしく、岡崎さんのお母さんなんか佐川町の特産物のお米を使ったり、いろんな手法で皆様に喜ばれながら、少しでも対価を得、それを喜びとしておいでる方が本当に何人もおいでます。そういうところで少しでもそういう場が開け、町としてやっぱりそういう頑張ってる方の支援になるような、やっぱり対価も少しはあって、自分の好きなことがチャレンジできて喜んでいただけるっていうことが私としたら1番の喜びではないかと思うので、ぜひとも佐川町といたしましてもそういう場づくりとか、いろんなイベントですとかそういうところにそういうシニアの方々の特性を生かした技術を提供できる場を設けていただけたらこの質問は成功かなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、1 点目に引き続きまして、生涯現役を目指しつつも、志半ばで病気にかかれる方などもおいでます。重度な要介護状態となった場合でも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後までできるよう、医療、介護、予防、すまい、生活支援が包括的に確保される制度、地域包括ケアシステムを構築しておられると思いますが、佐川町を考えた場合、高北病院は佐川町の地域包括システムの拠点にならなくてはならないと思います。

そこで、病院事務局長にお尋ねをいたします。病院事業には現在、どのような機能がおありでしょうか。よろしく願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

宮崎議員の御質問にお答えさせていただきます。高北病院を含む、佐川町病院事業の現在の機能について御質問でございます。まず、医療機能といたしまして、外来医療、外来の診療科でございますが、内科、整形外科、産婦人科、こちらが常勤医師対応、あと非常勤医師対応が外科、小児科、脳神経外科、循環器内科でございます。入院医療といたしましては急性期病床が 40 床、回復期病床、これは地域包括ケア病床でございますが、16 床、慢性期病床 42 床、合計 98 床の入院医療でございます。人工透析につきましては 20 台設置しております。それと、救急告示病院として指定されております。また、災害救護病院としても指定されております。

在宅医療といたしまして、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションを行っております。診療所といたしまして、黒岩診療所と尾川診療所がございます。出張診療といたしまして、特別養護老人ホーム春日荘を行っております。地域連携機能といたしまして、医療、介護、福祉施設との連携、医療、福祉相談を行っております。保健機能といたしまして、人間ドック、特定健診、特定保健指導を行っております。あと、介護機能といたしまして介護老人保健施設、17 床あります。うち、3 床についてはショートステイ、デイケアセンター定員 38 人、デイサービスセンター定員 40 名、以上でございます。

2 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。私もこの質問をさせていただきまして、初めてこのシステム、地域包括ケアシステムの内容といたしますか、これほど至れり尽くせりになってるんだなっていうのがよくわかりましたけれども、なかなか皆さんが理解をするまでには私のように

時間がかかると思いますので、手厚いこのような施策が使えるということをおも一般の方々にお知らせをしたいと思います。本当にありがとうございます。

続きまして、先日、初の共生型施設がオープンをいたしましたけれども、佐川町の包括ケアシステムの中ではどのような位置づけというか、役割を担っておいでるのでしょうか。お答えいただきたいです。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。先日、佐川町の上郷のほうに建設、開所されました地域共生型交流拠点ぷらっとホーム佐川、これにつきましては佐川町の第7期の介護保険事業計画に基づきまして、佐川町の社会福祉協議会が開設をしております。内容につきましては、認知症対応型のグループホームと高齢者だけでなく障害者の方も利用できる共生型の小規模多機能型居宅介護事業所というこの2つの事業所を有しております。

もう少し詳しく御説明をさせていただきますと、このグループホームにつきましては利用定員が2ユニット合わせて18名と。入居者に対して職員が常駐して食事とか入浴等の自立支援を行うというものです。一方で小規模多機能事業所というのは現時点で利用定員が18名と。将来的には29名まで拡充が可能という施設になっておりますが、サービス内容は来所しての食事、入浴、あるいは排泄等の支援を行う、通いといわれるもの、それから夜間での食事、睡眠、排泄等を支援する泊まり、それから自宅での生活についての相談支援、こういったものを行う訪問いうものがございます。

地域包括システムの中での役割ということですが、この施設は介護保険サービスと障害福祉サービス、この双方を提供できる共生型の地域密着型施設ということで、これは地域共生社会の推進を目的とした介護保険の制度改正によって可能となった施設でありまして、町内では初めての施設ということになります。人口が減って少子高齢化が進む、本町もそうですが、そういった中で、高齢者も障害者もそれ以外の方も孤立せずにお互いが尊重し合って支え合いができる、そういう地域をつくっていく共生社会というものが国全体で求められておる中で、ひとは施設の役割として施設の1階のほうに施設を利用する高齢者、障害者、こういった利用者が地域住民と交流できる地域交流スペースというのがございます。このスペース、

佐川町初の共生型施設の役割としてこのスペースを活用して共生社会の実現に向けた発信をしていただきたいなというふうには町は考えております。

少し、長くなりますが、具体的には佐川の夢まち協議会、あるいは地元の上郷地区自治会のほうから地域交流スペースを活用したいという声が既に上がっておりまして、この施設が当事者だけでなく町民に活用されて親しまれる施設になるために、町といたしましても必要な助言、指導等行ってまいりたいということで、地域包括ケアシステムの中で非常に重要な施設というふうに町としては考えております。以上です。

2 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。私としましては、私もある意味障害者でございますが、この障害というものを受け入れるっていう、自分も30代に入ったころに全然歩けなくて「なんでこんな体になったんやろうか」みたいに母を責め、周りに当たり散らし、自分の障害を受け入れることがなかなかできなくて、本当に四苦八苦をしながら歳を重ねてまいりましたが、やっと自分が障害者なんだなということを素直に受け入れたときに、こんなに障害者の方と心を通わせることができるんだなという、人を受け入れるということはこういうことなんだなというのが、自分自身が体験しまして初めてわかったことであり、両親を責めたり周りに毒をまき散らしたりとかいろんなことをしてまいりましたけれども、こういう施設ができると本当にお互いの交流ができて、相手を思いやる気持ちとか精神は格別病気ではございませんので、魂は健全でございますので、皆さん、障害者だからという偏見の目をお持ちにならないで、本当に、そのままを受け入れる、自分もそうですけれども、いろんなことが皆さん人生の中でおありだと思いますけれども、やっぱりそれを自分事として受け入れたときに物事っていうのは本当に変わってくると思うので、こういう共生型のぷらっとホームができたということは私にとっても障害者の方と私もいろんなお付き合いをさせていただいておりますけれども、本当にありがたい施設だなと思っておりますので、多くの方に利用していただき、また、私も参加をさせていただいて皆様とともに心通わしたいなと思っております。ありがとうございます。

続きまして、日々こつこつと努力、精進された方が結果、生涯現

役につながり、介護保険料を払いながら介護を受けなくてもよい人に対して、やっぱり努力を認めてあげたいなっていうのがすごくありまして、やっぱり人間は生き方によっても、重い方によっても生き方は変わりますので、何かそういう方に対して認めてあげられることが、そういう仕組みづくりというものができないものかなというふうに思っておりまして、例を言いますと、び人連で活躍されている矢野さんとか、本当にいろんなボランティアもなされていますし、そういう方に対しても、よきことをしてる人に対して賞賛というか、認めてあげたいっていうのがありますので、佐川町としても何かそういうことに対して前向きに取り組むことはございませんでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えさせていただきます。介護保険料、介護保険制度というものにつきましては介護保険サービスを使わないということで、その人の介護保険料そのものを減免したり還付したりということは制度上できません。そういう制度になってますが、ただ、元気で介護保険サービスを使わない人が増えれば増えるほど、当然、保険料、介護サービスを使わないということで保険料そのものも抑えられるというふうな仕組みになってございます。基本的には町としましてはそういった介護保険制度の趣旨、あるいは目的、そういったものをしっかりと町民の方に説明していくことがまずは必要だというふうに考えておりまして、今年度策定いたします第8期の介護保険事業計画、そういったものでも介護予防、健康づくりと、そういった取り組みも進めていくことにしております。

今、取り組んでおります介護予防健康づくりの取り組みといたしましては高知家健康パスポート事業、こういったものがあって、町独自のポイント還元制度にも取り組んでおります。それからウォーキングをされる方もおいでますし、健康づくり施策において町民一人一人、これは自分事として取り組むということが大事だというふうに考えますので、町民がメリットを感じられると、直接的ではないかもわかりませんが、元気で幸せだということがメリットということで感じられる取り組み、事業を進めてまいりたいというふうには考えております。

それから、合わせて個人の方々、団体も含めてそういった活動をしている方の光を当てるということでは、佐川町ではチーム佐川

の日ということで、表彰とかそういったことをさしていただいておりますんで、どんどんそういう方を地域のほうでも上げていただいて、皆で元気になる町づくりというものを進めていけたらというふうには考えております。以上です。

2 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。人間というものはやっぱり認めてもらうと頑張れるっていう力が湧いてきますので、ぜひともそういう方向で広報なりなんなりで取り上げていただきまして、認めてあげられるような、努力をした人が報われるような健康づくりをぜひとも私も目指していきたいと思います。この質問はこれで終わります。

続きまして、道の駅の建設計画についてお伺いをいたします。佐川町の地理的環境を踏まえますと、高知市から西へ 27 キロ、県庁から車で 50 分と都市部からのアクセスは良好でなおかつ松山との国道 33 号線、須崎方面とつながる 494 号が交わるという地理的優位に富んでいるため、活用の仕方で一層の効果が見込まれると思います。道の駅をつくるに当たって県から承認された管理型産業廃棄物の整備について県からの支援がありますが、安全面では不安も抱えております。

まず、町民が知りたいと思うことをこの場を借りまして質問をしたいと思います。4 つほどございますので、4 つここで読み上げましてそれぞれにお答えしていただけたらと思います。

現在、緊急ヘリコプターの離着陸場は駐車場として使用するとありますが、その際、移転が必要となりますが、移転先の進捗状況をお伺いいたします。

続きまして、民間所有の火薬庫についてその移転先の進捗状況もお伺いします。

続きまして、道の駅計画地の南側の私有林を自然体験林や遊歩道を計画しておりますが、所有者との交渉はどのようになっていますでしょうか。

4 つめの道の駅名称が「まきのさんの道の駅佐川」に決まっておりますが、まきのさんイコール牧野富太郎というイメージをしているとすれば、牧野家及び関係者への相談や説明は済んでいるのでしょうか。了承はしていただいておりますでしょうか。

以上、4 点お答えをいただけたらと思います。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

宮崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。４点ございました。まず、緊急ヘリコプターの離着陸場についてですけれども、現在建設予定地、霧生関の防災拠点施設として整備をしております。災害時には自衛隊の活動にも対応できるという大型のヘリポートを備えておりますけれども、この場所が道の駅のメイン駐車場になると、利用も計画をしております。それから店舗等の建物が隣接をするために現在のように常時ヘリポートとして使えない状態となります。

また、敷地の東側、高知市寄りでございますけれども、町有地が下にもございますが、この敷地についてヘリポートとして使えるかという、高知県消防防災航空センターというところに確認をしております。結果は国道と山林が町の用地と密接をしているために、ドクターヘリが日常的に活用するというヘリポートの用地には適さないという回答を得ております。

これから緊急、救急の搬送に支障が出ないというのが１番ですので、ドクターヘリが着陸することのできるヘリポートの確保につきまして加茂地区を中心に検討してまいりたいと考えております。それから、南海トラフ地震、大災害時においても一刻を争う緊急事態でございますので、道の駅の駐車場であったとしても小型の防災ヘリやドクターヘリが利用は可能であるということは確認をしております。

それから、民間所有の火薬庫について御質問をいただきました。この民間所有の火薬庫の移転につきましては、所有者との間で移転に関する基本的な合意はできていると。それから移転先につきましても決定していると相手方から伺っております。今後につきましては関係者との協議を進めまして、詳細な事業のスケジュールを決定し、来年度当初予算には移転補償金額の算定費用、それから取得を予定している土地、火薬庫の土地の鑑定評価の業務委託を計上して移転事業を進めてまいりたいと考えております。

それから、３点目が計画地の南側の私有林の件でございます。この道の駅の基本計画におきましては地域連携機能としまして広い敷地を生かした自然体験型の公園機能を予定してございます。具体的には計画地の南側の平地を芝生の広場とすること。子供が思いきって走って遊べると。それから親御さんも安心して見守ることができるベンチや、それから遊具の配置などの計画をしております。南側に隣接する山林、御質問のあった山林につきましても芝生広場と

一体的に整備をしまして、自伐型林業を学べるモデル林、それから自然を生かしたアスレチック、自然遊歩道など今後検討してまいりたいと考えております。

この山林の私有林でございますけれども、所有者に対してはこの道の駅の計画として活用、可能性を打診をしてございますが、一定の御理解をいただいておりますということで、今後交渉を進めてまいりたいと考えております。

それから、4つめでございます。道の駅の名称、「まきのさん」ということでございますが、関係者の方への説明がということですが、この道の駅の名称につきましては基本コンセプト、植物が中心にある町ということを踏まえまして、わかりやすさと佐川らしさ、それから親しみやすさを表現をしまして、「まきのさんの道の駅佐川」と決定をしております。この名称の検討に当たりましては植物を中心に考えたときに世界的に有名な牧野富太郎博士の名前が佐川町の道の駅にとって前面に出したいワードであると考えております。また、「まきのさん」とすることで博士への親しみ等、植物を通じた人との出会いが生まれる、温かい道の駅のイメージができるのではないかと。あと、「まきのさん」ということでまきのさんが誰だろうという引っかかる部分を残すということでアピールもできると考えて決定をしております。この施設の名称、「まきのさんの道の駅佐川」でございますけれども、使用については直接の固有名詞ではございませんけれども、牧野家、それから関係者への報告、それから説明は必要であると考えておりますので、今後、速やかに対象者を調べて説明をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

2 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。よくわかりましたけれども、このまきのさんの固有名詞ではないと言っておりますけれどもやっぱり早急にこういうことはしていただいたほうがよろしいかとは思います。よろしく願いをいたします。

続きまして、道の駅ができたとして、年間40万人という来客数を目標に掲げておりますが、これに到達しない場合に収支をどのように補助し、解決するのか。また、利益を生んでいくような公民の活用について都市構想をつくる上で、博報堂の笈裕介氏を町の経営者のパートナーとして指名された事例がありますが、こういったいろいろな民間の企業の方を迎え入れつつ、この佐川町に最先端のノウ

ハウと地元愛にあふれた民間企業を設立することが種まきであり、新しい雇用を生み出し、かつ、東京などからUターンをしてくる若者も増えれば佐川町が発展、繁栄すると思われます。運営は町が主体となる一般財団法人の第3セクターとなる予定とありますが、町と行政意向の食い違いが起きた場合に、町の決定権が大きいいため民間から反対意見が生まれてくる可能性があるのではないのでしょうか。

6月議会でも言いましたけれども、公民連携で民間の活力や知恵を活用することで地域活性化につながれると思いますけれども、再度検討してみてもいいのでしょうか。町の支出が削減できる可能性もありますし、町の財政負担なしの可能性もあります。国交省も推奨しておりますし、全国で実績も上げているので調査をしていいのでしょうか。

コロナ禍により国全体の景気も落ち込み、緊急経済対策で多額の財政出動で国の財政状況も将来の少子化、高齢の非常に厳しいことが想定されておりますので、町財政も道の駅事業に多額の税金を投入することはできないと思います。利益が全てではないのは十分に理解をしておりますが、採算部門では利益を出す仕組みづくりをすることが肝心であると思います。道の駅事業自体には賛成ですが、利益を生み出すために全国から常時来客者を呼べる魅力的な施設づくりが必要であり、民間のノウハウを活用した運営も重要だと思います。そこで、町財政の指定管理料などのランニングコスト、1,300万を減らすためにどのような方法で利益を出すのかをお尋ねをいたします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。宮崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

宮崎議員おっしゃいますように、官民連携の取り組みはとても大切だというふうに思っております。PFI事業だけではなく、さまざまな官民連携の図り方があるというふうに考えております。ちなみに、PFI事業につきましては以前、前回も一般質問で回答させていただきましたが、実は参考にしたいために地元の金融機関を経由して東京のコンサルティング会社には可能性があるのかどうか検討していただきました。道の駅のPFIの実績のあるところでもありまして、いろいろ調べてもらいましたが、佐川町というこの高知県の地理的な条件の中、首都圏における事業者がPFIとして

手を挙げることはないでしょうと、声をかけましたが見つかりませんという話もいただいております。それも納得する部分もありました。ただ、官民連携ていうのはさまざまな取り組みがありますので、今、この道の駅の経営、事業化につきましては民間のノウハウ、民間の知恵、人材の活用等も含めて、今後やはりしっかりと検討した上で進めていかなければいけないというふうに考えております。

今、佐川町が計画をしております道の駅につきましては、ただ収益を上げるだけではなくて公的な部分も役割を担っていただくということで予定をしております。その分で1,300万ほどの指定管理料ということで予定をしておりますが、これはあくまでも公的な部分の役割を担っていただくという部分で予定をしている金額になります。今後、事業の中身を精査していく中で、1,300万に関しては減るかも知れませんが増えるかも知れません。これは町のかわりに公的な部分をしっかりと業務委託をしてやっていただくという部分も出てくる可能性もありますので、その金額に関しましては今後精査をして進めていきたいというふうに考えております。ただ、収益を上げる部分に関しましては、やはり努力をしていただいて、できるだけ収益を上げてそこで働く人たちの所得向上にもつながるような、そんな道の駅の経営をしていただきたいというふうに考えておりますので、また、今後もしろいろな御意見、御提案をいただければというふうに考えております。以上です。

2 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。道の駅に関してはちょっとPFIにはっていうところでございますかね。でも事業としてはほかの事業もございますので、ぜひPFIについても勉強、私たちもそうですけれども、行政の方々も一緒に勉強をしていただけたらと。本当に財政が大変な折りに、やっぱり佐川町独自で稼いでいくっていう、そういう、町長は起業家ですので町長がおられる間は大丈夫やっていうふうには思っておりますけれども、まだまだやっぱりと思いますので、ぜひ検討をされてよりよい町づくりにしていきたいなと思っております。

続きまして、知名度を上げる活用についてお伺いをいたします。

名称は同町出身の牧野学者、植物学者、牧野富太郎博士から「まきのさんの道の駅佐川」とありますが、牧野富太郎だけというふうになりますと、全国ではまだ知名度が薄いように思います。多くの

集客を見込めることはできないだろうかと思っております。佐川町には佐川城の城主であった深尾氏は江戸中期から明治にかけて名教館を創設し、文教の町の礎を築きました。当時の教育はかなりの高度なレベルの学問を教えており、牧野氏もその出身であるという歴史があります。その時代に活躍した幕末の志士たちの碑石もあり、土佐には坂本龍馬という名の知れたブランドもあります。坂本龍馬巡りの玄関口としてルーツをつくることもできるのではないのでしょうか。

佐川町の課題として、宿泊機能がないというのがありますが、玄関口として立ち寄ってもらう役割を担えば佐川町に長期滞在も可能となるのではないのでしょうか。国道沿いにできる道の駅はもっと佐川のことを知りたいと思ってもらえる玄関口の役割を担っていると思います。情報発信拠点、機能、町全体の経済効果につながると期待をしております。

続きまして、質問の内容がちょっと変わりますけれども、続いて、食、観、町の展開についてですけれども、食、観、町の展開基本計画の内容を佐川町の住民に協力をし、理解していただくことがやっぱりこの道の駅を大発展させることにつながると思うのですけれども、町民に対してやっぱりわかりやすく説明して、運営の協力等もとっていくのが1番ではないかと思います。

そこで、どういう手法というか、考えておられるかをお伺いしたいのですけれども、副町長は個人的にもJAさんとかいろんな民間の企業さんとか個人的な方々とふれあってこういう内容を地道に説明していかれたおかげで私もこの構想を見たときに、「すごい、玄関口やん。」って「もっと佐川町を知ってもらいたい。」と思ったときにあのトンネルを越えて中に誘導していくっていうそういうことがものすごくイメージできましたので、ぜひとも町民の方々が本当にわっしょいって言って思いをひとつにできるような、そういう取り組み方、お知らせの仕方をしていってはどうかと思いますので、ひとつまた案がありましたらお願いしたいのですけれども、お答えを。

副町長（中澤一眞君）

お答え申し上げます。お話いただきましたように、この基本計画、今、私どもつくろうとしている基本計画、これはやはり町民皆さんが「こういう道の駅ができたらいいいよね。」あるいは、それを「こういうふうに使ってみたいよね。」皆さん方が「こうしたい」「ああし

たい」っていうことが反映されて、しかもできた後にそれが実践がそれぞれの立場でできていける、そんな道の駅になったらいいなというのがこの基本構想をつくるワークショップであったり基本計画の策定委員会の中であったり、そういった場を通じてこれまでも町のほうから発信をさせていただきました。

今回、ただ、それはどうしても限られた町民の皆さんになりますので、これから2年ちょっとの間、開業まで、オープンまで時間がございます。その中で店づくりであったり、その施設を活用してどういうものを発信をしていくのか、提供して売っていく、皆さんに見ていただく、どういう人に来ていただく、楽しんでもいただく、そういうさまざまな運営の中身というのをこれからつくっていく必要があります。それはこれから設立をする運営する主体、一般財団法人を考えていますけれども、そこが中心になって考えますが、やはりその過程の中で多くの町民の皆さんに関わっていただきたい。それぞれの立場で関わっていただく。一緒につくって、一緒に運営して、一緒に楽しんでもいただく、そんな道の駅にしていくために、今月号の広報で「基本計画ができました。こういう内容です。」っていうことをまず町民の皆さんにはお知らせをいたしました。ただ、それだけではなかなかお一人お一人伝えることは難しいと思います。

先ほど申し上げましたこれからどういう運営をしていくのかっていう、それぞれパートがありますので、分野がありますので、それごとにそれぞれ町民の皆さん方に関わっていただくようなそんな場づくりをしながら本当に皆さんと一緒に作り上げていく、そんな工夫をこれからも続けていきたいなと、そのように思っております。以上でございます。

2 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。官民、私たち議員もそうですけれども、一人一人がやっぱり、思いがひとつになった場合に本当にいいものができると思いますので、私も今もう3年目になりますけれども、先に町長とお話ししたときに、「こんなことやっていいが。」みたいな、町長に対して無礼なことを言いまして、町長は「僕も一応、起業家でしたので。」というお答えをいただいたときに、「あ、そうなんですか」みたいに、もう全くまだ初期の時代というのは町長自身のこともわからないし、この3年私が町政に関わらせていただきまして、町長ってすごいことやってるんやなっていうふうに、やっぱり

今起きていることって偶然で起きているわけではなくて、本当に産業廃棄物であったり、道の駅であったり、図書館であったり、本当にすごい事業を一手に佐川町っていうのはいただいて、皆が本当にわっしょいっていうふうに本当に向上に向けて発展繁栄に向けて町づくりができていくんだなっていうのがやっと3年かかってちょっとずつ町長のことがわかってまいりましたので、大変失礼なことを申しあげましたことはこの場を借りましてお詫びをいたしますとともに、これから道の駅が完成された上で、町としてさらなる産業振興の考えがとおりでしたらお答えをいただきたいなと思っております。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。道の駅の整備事業としましては、住民の皆さん、専門家の皆さんのアドバイスをいただきながら、御支援いただきながら、場として、商品売る場所、食事をする場所、空間として整備をしていきます。やはり、そこに本物の魂というかですね、人の思いが入っていくことが1番大切であります。これは企業の経営の中でも人、物、金、何が一番大切ですかという質問、そういう話がよくありますけども、やはり一番大切なのは人になります。どのような人に関わっていただくのか、このことも大事ですけど、一番大切なのは佐川町内の人がどのように楽しんでおもしろがって関わっていただけるのか。商売をしている人であれば、道の駅ができることによって「よし、もっと稼いでやろう。」というふうに自ら何か奮い立たせて、行動に移していただけるのか、ここのところが大事だと思っております。

ただ、いきなり何もないところから「よし、やろう。」というふうに思われる人もなかなか少ないだろうというふうに思いますので、今、新しい商品開発のワークショップを町内5カ所で今年もやりました。そういうことを何回も何回も重ねながら皆さんのアイデア皆さんの思いを紡ぎながら、佐川町を挙げて道の駅が産業振興のひとつの核となるように、今後、チーム佐川で取り組みをしていきたいと考えております。また、玄関口となりますこの道の駅を情報発信の拠点として上町地区の観光場所、観光エリアも含めて全ての集落活動センターとつながっていくことで、さらにこの相乗効果を深めていきたいなと。関わる人、人のつながりを増やして、つながりが増えると幸せ度、幸福度も間違いなく上がっていきます。そうい

う役割を果たしてもらえ道の駅になったらいいなというふうに思っておりますので、宮崎議員におかれましても、引き続き関わっていただいて、ぜひよりよいものにしていく御支援をいただければ、また、御指導いただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

2 番（宮崎知恵子君）

どうもありがとうございました。私も一市民から町議になりましたので、なかなか町長の理解まで及びませんで、3年もかかりましたけれども、魂を入れて町長が言われましたように、やっぱり心と心の交流、お互いを理解し合うということが、どれだけ大切かというのが、私も町議になりまして初めて実感として学ばしていただいております。ぜひ、皆様とともに道の駅が大成功し、多くの、日本だけでなく、私は世界から人がわっしょいと来ていただけるようなイメージがすごくありますので、ぜひ皆様と一緒に頑張らせていただきたいと思います。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、2番、宮崎知恵子君の一般質問を終わります。

ここで、食事の為に1時30分まで休憩します。

休憩 午後0時13分

再開 午後1時30分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、11番、中村卓司君の発言を許します。

11 番（中村卓司君）

11番議員の中村卓司でございます。令和2年9月の議会での質問を議長のお許しをいただきまして、最後の質問者として質問をさせていただきたいと思います。

大変お疲れの場合だと思いますけれども、最後でございますので、誠意、最後でありますけれどもというのもおかしいですけども、よりよい、誠意あるお答えをいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

質問者の多くの皆さんが国内のコロナ禍の中で全ての社会が低迷、下降、疲弊をするということが皆さんのほうからとも言われておりまして、とはいっても町政がここで止めるわけにはいきませんので、これらの点も踏まえて、前からの問題とか、そして、今後起こりうるであろうという問題の中で質問を3点ほどさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1番目は、投票率を向上をする方法にということで質問をさせていただきますが、これも議会では何回も取り上げられまして、今回の質問者の中にも投票率を上げるためにはということの質問も出ておりましたけれども、少し違った面から、私のほうから質問をさせていただきたいと思います。

今回のコロナの関係でも、少し、政治に対する関心が高まったのではないかというふうに私は考えております。生活の中でもあり、仕事の忙しさでもあり、私と政治は一切関係ないと思っていた方も、10万の総理からの給付とか、仕事のない中で政府がいろいろな施策を打ってきておるということは、まさに、政治がこのコロナの関係で近寄ったというふうに思っている方も増えたのではないかというふうに思います。私が声をあげればなんとかなるんではなかろうかというふうに思われた方も少なからずおいでるのではないかと思います。

ま、そうはいってもなかなかそのまま投票率が上がるというふうにはいかないというふうに思っておりますけれども、やはり、与党、野党問わず、投票率を上げるということは絶対的な課題というふうに思っておりますので、その観点から質問をさせていただくわけでございますけれども、これまでの実績をちょっとお知らせをいたしますと、町議会選挙の投票率を調べてきました。2009年ですが、今から3期前といいますかね、10月で4期になります、3期前ということになりますけど、2009年。町長、町議選同時選挙でございましたけれども、70.7%。そして2013年、4年後ですけれども、74.5%。そして大体同時期でございましたけれども、ちょっと時期がずれておりましたが、県議会選挙では58.1%。そして、町議会選挙で2017年、63.3%。これは町長選が無投票になった関係もあるかもわかりませんが、下がったと。いずれにいたしましても70%越えておった時代から一挙に前年から10%以下下がった63.3%というふうになっておりまして、議会でもそれぞれの地域の懇談会の中でこ

の課題を取り上げて、町民の皆さんにも声を聞こうと。行政に対して関心度がどれくらいあるかというふうなこともお聞きしたこともありますけれども、行政、町としてこの投票率が下がっていることの原因、行政、町のほうが考えるこの原因についてどのようにお考えか、まず、そこから質問をさせていただいて、次の質問に移っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。投票率が下がっておる原因ということであります。さまざまな原因がいろいろと重なっておるものというふうには考えております。先ほど中村議員がおっしゃられたとおり、過去の町議選挙におきましては、70.7、74.5、63.3と前回の町議につきましてはその前から11%くらい下がっておるということでもあります。

この原因につきまして以前から御指摘されておりますように、投票所の統廃合等がありまして、以前の確か20カ所だったと思いますが、それが15投票区になったということで、投票所が遠くなったということも一因にはあろうかとは思います。あと、高齢化等の進展によりまして、なかなか投票所等に行きづらいというような問題もあろうかと思います。そのようなこともありまして、昨年度の県議会議員の選挙のほうからは15投票区から17投票区への変更と、また、峰自治会と二ツ野自治会を対象に期日を定めた期日前投票所を設置するというような手段もこうじてきました。

しかしながら、一方では過去の有権者もちょっと調べてみましたが、前回の町議選挙のときの有権者は確か1万1,200人くらい、約。それくらいであったと思います。これに単純に先ほど言いました74.5%から63.3%引いたら11%ちょっとになりますけれど、この単純に先ほど言いました有権者に11%くらいを乗じますと、大体約1,200人ちょっとということになります。これくらい的人数が減少しておるということを考えますと、先ほど言うたような原因も一端としてあるのかもしれませんが、この間には投票所自体は変更はされておりませんでした。投票所の関係ということにしてはあまりにも減少の人数が多いというふうに考えております。このようなこととか、県下の投票率の低下の状況、これは国政、県政、町政、市町村のその選挙に通じても全般的に言えるではありますけれど、そのような情勢から考えてみますと、やはり有権者の方の選挙、政

治への参加への意識自体がちょっと薄れてきておるのかなと、ちょっと低くなっておるのかなというのも原因ではなかろうかというふうに考えております。

特に問題になっておるのは若年層については特に投票率が低いということになっておりますので、そのような若者の含めた政治離れとか政治に関する無関心ということも原因の一つになっておるのではなかろうかと、そのようないろんな原因が重なり合いまして、投票率が全般的に下がっておるというふうに考えております。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

全国的にもこういう傾向がみられるわけで、国民、県民、町民の皆さんが政治に対する関心が薄れているという中で、一般の皆さんの声の中には「政治家がまともなことをしやせんき、ほんで関心がないや」っていう声もありますし、「私たちの生活には一切関係ない」という無関心層が増えていることも事実でございます。かといってそのまま手をこまねているということは町議会としても行政の立場に、議員の立場にある中で無関心ではそれこそいられない立場でもございます。

今回は執行部への質問でございますので、執行部が無関心といった層とか今までの問題がありうる問題の中でどういう対策というものを考えておられるのか。選挙管理委員会としては、管理委員会ですから、それに対しての対応というのはなかなか難しいかもわかりませんが、事務局としての課長という存在もございますので、その点の皆さんのお考えも含めて対策というものがどのようにやっていくのかという具体的な例がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

お答えいたします。対策の例という事であります。先ほどの御質問の回答の折りにも申しましたように、投票区の増設、投票期日を定めた期日前投票所の設置ということは実施してまいりました。そのほかに先ほど申しましたように、関心の薄いその部分につきまして、関心を上げて投票率を上げるというところについての具体的な対策とかはまだこちらのほうで検討して実施はできておりません。

ただ、昨日の西森議員の一般質問の回答の際にも申しましたとおり、若年層につきましては子供のころからの教育が大変重要だとい

うふうに考えておりますので、学校にも協力いただいて、児童、学生の方に対しまして、選挙に参加する大切さについて知っていただくために出前授業等を活用した啓発も行っていくのも一つの方法ではないかというふうに現在のところは考えております。

このようなことで地道に、本当に地道に啓発活動が続けていけば、投票率のほうは上がっていくと、その向上につながっていくのではなかろうかというふうに考えております。それに加えて、このような若年層以外の方につきまして、どのように関心を高めていくかということがやはり一つの課題として今残っております。その分についてはまだ、申し訳ございませんけど検討はしておりません。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

自分なりのアンテナで少し調べさせていただきましたけれども、佐川町内っていうのは課長の言われたことで投票率を上げろという方法をとってございますけれども、ほかの市町村をみてみますとかなり違った方法でご苦労をされながら投票率を上げていくっていうことをやっているようでございます。

例えば、臨時投票所の開設でバスと言いますかね、自動車を使って投票所を開設して、そこに出向いて臨時投票所をこしらえて投票していただく。例えば、峰とか四ツ白とかですね、舟床とか大変遠いところがありまして、高齢者が投票したくてもできないというふうなこともありますし、場所によっては佐川町も走らせておりますけれども、ぐるぐるバスですよ、地域を回るバス、これを使って投票所に送迎をするといった努力をしているところもあるやに聞いてございます。そのほかにもいろいろあろうかと思っておりますけれども、こういうふうな新しい、新しいというかよそでもやっているうちではやっていない対策というものも検討することが必要ではないかというふうに考えていますけども、その辺のお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

お答えいたします。選挙管理委員会から事務局のほうでも車の投票につきましては県下の情勢等調べてみました。現在、車での日前投票をやっておるのは香美市といの町と越知町とそれから北川村がやっておるというふうに県の選管のほうに聞きました。この香美市、いの町、越知町、北川村につきましても聞くところによります

と車で出向くのは出向くんですが、実際上は以前あった投票所を統廃合したというふうな関係で、その統廃合した場所に車で行って投票するというような形をとっておるというふうに聞いております。

現在、佐川町につきましても、車ではございませんけれど、今現在でしたら二ツ野とか峰に出向きまして、そのの集会所をお借りしてやっておると。この期日前投票所をやるときに、車での投票所も考えましたけれど、車で行きました場合は突然の衆議院の解散の時期によりましては台風シーズンでありますとか、梅雨の時期でありますとか、そういう天候に非常に左右される場合もございます。そのようなこともありまして、同じその場所に行くのであれば、雨が降っても大丈夫な集会所をお借りしてそこでやろうということで、車ではなくて、その場所に出向きまして集会所をお借りしての期日前投票ということを検討して実施しておるということでございます。

あと、このぐるぐるバスを利用しての投票所への送迎ということを知りましたけれど、この投票所の送迎というのは一つにはですけど、例えば以前廃止した投票所から新しい投票所への送迎ということでは可能ではなかろうかというふうには考えております。先ほど、お話に出た一つでありますけど、峰につきましては既に期日前投票所ということでやっております。あと、舟床につきましては、出向いてやる期日前投票所をやるにあたりまして、川ノ内自治会と舟床自治会の自治会長さんに御意見を伺いました。御意見を伺いましたところ、こちらのほうに来ての期日前投票というのは希望しないと。今の斗賀野のあそこの投票所に行けますということで、そちらのほうには設置しておりません。

先ほども言いましたように、このぐるぐるバスにつきましてはそのような形で廃止したところから新しい投票所まで行くということは可能であるということは考えておりますけれど、町内の全域を回って投票所に全て送迎をするということはちょっと難しいのではなかろうかというふうに思います。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

そういったことでやられることも承知をしておりますが、なんらかの方法をとっていくということが投票率が低下にならないための手段というふうに思います。従来の投票所からバス送迎っていうものならば少し可能かなという発言もありましたけれども、それ以上

に手を足らすということになりますと、臨時路線で1番奥から投票所まで送るというふうなこともできるんじゃないかというふうに思いますので、峰とか四ツ白、舟床っていうのがそういった投票やられてますけれども、そのほかにも大変遠いところもあるかもしれませんし、距離が比較的近くでもお年寄りが行けないということもある可能性もありますので、少し検討の課題で残しておいてほしいというふうに思っております。

それと、高齢化による投票率の低下ということで、それと町民の無関心ということでもこの一般住民の皆さんということも対象だと思いますけれども、今までの話は。さらに18歳からの投票がなされるということになっておりまして、その18歳からの若年層の新しくできた投票権利を持たれた方の人数が佐川町で分かっておれば、今、お聞かせ願いたいと思います。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

お答えいたします。すいません、現在の直近の有権者数っていうのは手元に資料がございませんので、過去の昨年度の選挙におけます18歳、19歳の有権者数ということで回答をさせていただきます。

昨年、実施されました令和元年度の県議選、この県議選におきましては18歳、19歳の有権者数は191人で行いました。続きまして、同じく実施されました参議院議員選挙におきまして、18歳、19歳の選挙当日の有権者数は221人で行いました。続きまして、同じ年に行われました知事選挙におきます18歳、19歳の選挙当日の有権者数は208人で行いました。以上でございます。

11番（中村卓司君）

それで、その投票率の分かっておれば聞かせて。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

それで個別に投票率をもうちょっと詳しく説明をさせていただきます。

先ほど御説明いたしました県議選におけます投票率につきましては先ほどの有権者数191名に対しまして実際投票された方の合計が71人ということになっております。合計で投票率自体は37.2%。さらにその中で18歳と19歳の年齢別の投票率のほうも押さえておりますので、そちらのほうもあわせてお答えさせていただきます。18歳の年齢の方につきましては27.3%、19歳の年齢の方につきましては45.6%と。この県議選におきましては18歳の方の投票率のほう

が 19 歳の方より低いというような状況になっておりました。

続きまして、参議院議員選挙におけます投票率についてでありますけれど、先ほども申しましたとおり、このときの有権者数が 221 人でありました。実際の投票者数は 18 歳、19 歳合わせまして 74 人という状況であります。投票率がこの 18 歳、19 歳合わせまして 33.5%という状況でありました。このときの年齢別の投票率につきましてはこのときは 18 歳が 40%、19 歳が 25%ということで先ほどと逆で 18 歳のほうの投票率が高いという状況でありました。

最後になりますけど知事選挙になります。こちらのほうも先ほど申しましたように、当日の有権者数が 208 人と。そして実際に投票された方の人数が 18 歳、19 歳を合わせまして 81 人という状況でございました。このときの全体の投票率が 38.94%、そして年齢別でありますけれど、18 歳の投票率が 46.28%、19 歳の投票率が 28.74%と。この知事選のほうにおきましても 18 歳の投票率が高いという状況でございました。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

こういった形でこの数字を認識すればいいのかというふうに思いますが、18 歳の県議選のほうが低くて 19 歳が高い 46、参議院選挙についてはそれは逆転をしちゅうという形でどうやって捉えていいのかというのも少し疑問でございますけれども、いずれにしても 37%、38%といった低い投票率になっているのはこの 3 つの選挙でございます。

平均投票率からいくと半分にはなりませんけれども、半分近くの数字ということになっているということはここでみえるわけですが、そこで、この人達をなんとか標準以上、標準か標準以上に上げていくということが投票率全体も引き上げるという結果につながるということは一目瞭然でございます。その方法をこれからとっていくべきだということが、投票率を上げるという意味ではすごい有効的であると思うわけですが、そこで、若い人たちを投票所に足を運んでいただける一つの方法として、一つの方法ですよ、学校に投票所を設けて、そこに投票に行ってもらう。こういった方法を取ればいかがなものかというふうに思うわけですが、佐川高校に通う選挙権のある人数っていうのは、今年やなくてもかまいませんけれども、ざっくりどれぐらい今おいでるか分かっておれば聞かせていただきたいと思います。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

お答えいたします。すいません、お答えいたしますと言いつつもその内容を、その人数を把握しておりませんので、また、ちょっと調べるのがちょっとできるのかどうかわかりませんが、すいません。

教育長（濱田陽治君）

御質問にお答えいたしますが、そのままお答えにはなりませんので、参考までにです。佐川高校の全日制の３年生に３５名おりまして、これが６０％です。

すいません、３５人いる中の６０％が佐川町の子供たちという意味です。失礼しました。

11 番（中村卓司君）

佐川町の町議選だけの話ではないんで、投票率を上げるという意味で、対象者１００％の３５名の方が投票の権利をもっているということで話を進めさせていただきます。

その６０％が佐川町内の方だそうでございますけれども、佐川高校に投票所を設けるっていう話は、また中村がとんでもないことを言い始めたと思う方もおるかも知れませんが、全国ではそういう考えをしちゅう人が何人かおるようございまして、現在、全国の中でも高知県で高校で投票所を設けてやっているところも現実にあるようございまして。それと、大学、既に高知大、高知工科大っていうのは学内に投票所を設けて学生に選挙をしてもらおうというふうなことをやっているところも、ところでは現実にあるわけでございます。そういった観点から子供たち、子供たちというか若年層、若い方の投票権を持っている皆さんに投票していただける方法としてこういうことも考えていく必要があるかと思えます。

そこで、これを現実にするための方法ということで、課長、わかっておればこれが佐川高校に投票所を設けるという手続きがどのようにして行われるかわかっておれば聞かせていただきたいと思います。いや、わかってなかったら結構ですよ。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

お答えいたします。すいません、詳細につきましては十分なお答えができませんので、後で調べた上で御報告はさせていただきますけれど、恐らく役場の期日前投票所とは異なって、日時を定めた期日前投票所というような形に實際上運営する際にはなろうかという

ふうに考えます。そのような形になりますと、昨年度実施いたしました峰でありますとか二ツ野でありますとか、そちらのほうと同様に県のほうに手続きをいたしまして、實際上告示をしてそこを投票所としてすると、そういうような行いをするというような一連の処理が、対応が必要であろうというふうに思います。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

ちょっと意地悪質問をしたみたいな感じでございますけれども、先ほど言いました高校の事例をもって、私なりに調べてきました。課長おっしゃるとおり、臨時の投票所をするにあたりましては町内の選管の中での話を十分に煮詰めながら、告示日までに設置場所を設定して申請すれば許可が出るというふうでございます。ただし、高校につきましては、高校の許可がないといきませんので、佐川高校でいきますと県立の高校でございますので、恐らく県の教育委員会の話までなるかもわかりませんが、恐らく佐川高校が許可が出る形とすればそういった手順を踏んで高校のほうに設置は可能と。ただし、よその事例で申し上げますと、投票所が開設されると高校生以外がそこに投票にくる可能性も出てきてしまうという、危険性ではないですけども、可能性が出てきてしまうということで、そのいくつかの高校では高校生だけを対象として投票を行うというふうなうちの申し合わせ、これ公的にすると選挙のほうでいろいろ問題があるみたいなので、その申し合わせ事項で許可を得て実施をしたというふうな事例があるふうでございます。

いずれにいたしましても、こういった発想を新たにした若年層の若い方の投票を上げる方法が考えなくてはならないと思います。また、投票用紙を郵便で配達するわけですが、その中に広報誌として若年層の若い方がおいでの方についてはですよ、広報誌的な「選挙にいきましょう」「皆さんの一票を大事にしましょう」内容は少しわかりませんが、そういったことを充実して特にお知らせをするというふうな方法もありはしないかというふうに思っております。ぜひ、いろいろな方法を考えてほしいと思うわけですが、この投票率を上げるために、組織、会なる、ある程度のその皆さんがこれのために考える組織というのが必要でなかろうかと思います。議会の中で発言をする中で「課長、お願いしますよ」言うてもなかなか難しい。事例がこんながあるが難しい。けれどもそういったこ

とを皆で顔を合わせて話し合う場っていうものは提供できるはずですよ、課長のほうから。

そこで、私のほうからの提案ですけれども、選管、一般町民、町の行政、そして議会、この4者の代表で投票率を上げるという話し合いを設ける場をつくっていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

お答えいたします。この場で選挙管理委員会の事務局長の立場ではやりますということはお答えできませんけれど、選挙管理委員会のほうにおきまして、今、中村議員がおっしゃった御意見につきまして検討のほうさせていただきたいと思います。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

ありがとうございます。それでは、検討していただけるということでございますけれども、12月議会までにはその話がどうなったか結果を知らせてほしいと思いますので、それまでにはどういう検討をなされたのかお答えをいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。どうですか。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

お答えいたします。12月議会までというような、今、御質問の内容でありました。12月議会に間に合うように選挙管理委員会のほうを開催いたしまして、その中で検討したいというふうに考えております。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

その旨、よろしくお願いいたします。3カ月、4カ月間が長いかわかりませんが、12月議会までには結果を知らせていただくようよろしくお願いを申し上げます。この質問は終わりにしたいと思います。

次の質問になります。通学路の防犯灯設置についてということで質問をしますが、これも3月議会に質問をさせていただきました。その時の回答が議事録が、議事録ここにございまして、当時の教育委員会におりました今、事務局長で片岡君でございますけれども、そこからの教育委員会の返事でこの中に返事をいただいております。長々と時間の都合がございますけれども、要約して申し上げますと、私のほうからは具体的に防犯灯設置が、新しい中学校ができて数年になりますけれども、あそこで、前の中学校ですと通学路としては

比較的同じでしたけれども、新しい上郷の文化センターの上になった場合には通学路は変更になって、危険な場所が新たにできちゃあせんろうかという質問の中で、中桐の踏切から、そして役場の前まで、線路沿いに中学生が自転車で通っておる新しい通学路ができた。

そこで、クラブなりやって夜間に、特に冬場の場合ですと大変暗くなった場合に、生徒さんが帰って行くという姿をよく見かけまして、地域や中学校から防犯灯をつけてほしいという請願書なり嘆願書が出されておるといふふうに承知をしまして、3月議会にはこの質問をさせていただいたところでございます。そのときのお答えが「佐川町通学路安全対策連絡協議会」これは警察とか総務課とかいろいろな組織が関わっておりまして、そこで話し合っただけで出していたら検討をするよということでお答えをいただいて、総務課長のほうからこの協議会のほうから申請が出ればという検討をします、前向きにというお答えをいただいております。検討したはずでございますけれども、その後私がいろいろ調べてみますと、あ、その前に総務課長のほうから中学校からも申請が出てきておりましたというふうな旨のお答えをいただいたと思います。この中にも載ってます。そこで、中学校からも出ているのに改めて連絡協議会から出なければできないというふうなお答えだった。出ればやるよという話でしたけれども、中学校のほうからそういうことが出るといふのにも関わらずまだ前向きに進んでないというふうに理解をしておりますけれども、現在のところその検討がどのくらい進んでいるのか聞かせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。まずは、すいません。その3月議会の時に、私のほうが佐川中学校からと言ったということでもあります。そのことにつきましてはちょっと学校の間違いでありましたのでこの場を借りてちょっと訂正のほうをさせていただきます。実際上は確認しましたところ佐川小学校からの要望と、去年は佐川小学校からの要望ということでありまして、佐川中学校からの要望のほうは出ておりません。佐川中学校のほうからの要望は平成27年に佐川中学校からの要望があつて一部実施したという内容でございました。そして、本年度におきましてまだ総務課のほうには佐川中学校からのほうの要望の報告は上がってきておりません。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

ということは連絡協議会からの申請が出れば前向きに進むということのお答えでそのままになってるということみたいですが、今後、今後というか今でも、現役のPTAさんからは危ないので何とかしてほしいという声が正式な文書ではないですけども出ております。そのことは前回出した申請で理解を得てるというふうに思っている方もおいでるようです。その時点で2期ですかね、3期ですかね、実際にやったとかいう今お答えございましたけれども、それは到底足りない、暗いところが多いと。私も夜あそこ歩いてみましたけれども、大変暗いところが多くあります。つけてほしいというものも要望ですが、3月議会で課長のお答えの中で農作物、水田がありますよね、水田があると、あれ光がありますと実らないっていうものができますので、それも影響しますよっとお答えがいただきました。ただ、そこで私のほうが反論させていただいて、カバーがあって、水田のほうに当たらないような工夫ができて、防犯灯が付けれる施設もところどころにあります。それは対処ができますので、ぜひ、危ないところをもう一遍検証させていただいて、つけていただけるようにしてほしいと私のほうは要望して、改めてしたいと思いますが、実施をしていただけますか、いただけませんか、どうぞ。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。實際上、通学路の防犯灯設置要綱というのがございまして、そちらのほうでは通学路の防犯灯につきましては学校及びPTAからその設置についての要望を受けまして、教育委員会の意見を聞いて内容を検討して予算の範囲内で、防犯上特に必要と認めた場合に設置するものということになっております。

その要望がありましたら、当然そのことにつきまして検討し、設置する必要があるということになれば設置ということになります。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

それはこの安全対策協議会とは別に防犯に対する委員会というものがあって、そこから出ればということですか。それとも中学校のPTAから単独で申請が出る可能性もあるわけですが、いずれにしても申請が出ればつける方向でいくということですね。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。この要綱上はこの通学路安全対策連絡協議会

を経てというような文言はございませんので、今も申しましたように、学校及びPTAからの要望を受けてということになります。

ただ、要望があっても何もかにもつけるということではなくて、当然、その場所等をご提示いただいて、実際その場所に必要かどうかということを確認いたしまして、設置の必要があるということになれば設置するというところでございます。以上です。

11 番（中村卓司君）

何もかにもつけるっという言いゆわけではございませんよ。危ないからという必要性があるということですから、その検討課題に、そももちろん必要のないところにつけて言うわけではない。ただ、PTAの、現役のPTAから暗い、私も現場見に行ったら暗いところがたくさんあります。農作物に対する影響もあるところがそういったカバーもできますので、課長、実際に歩いてみて、夜歩いてみてくださいよ。どれぐらいあるか。それから規定によったら防犯灯と防犯灯の距離っていうのもあるらしいんですが、それは光の関係で安全な意味での距離だと思いますので、実際、課長歩いていただいて、実際、自転車が出てきたときに「あーなるほどな」というのであれば、ぜひ、実施をしていただきたいというふうに思っておりますので、3月の繰り返しの質問で申し訳ございませんでしたけれども、よろしくお願いをいたしたいと思ひまして、この質問は終わらせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問です。認知症のことにつきまして議長も消防団長で大変苦勞されたかもわかりませんが、行方不明、徘徊の方が年に何回か出て、大変だったと思います。超高齢化社会の中で、町内もすごく高齢化率が増えておりまして、宮崎さんのほうの質問もございましたけれども、全国的にみても2025年には700万人っていう人が高齢者になるようでございます。そうすると5人に1人、そのうちの5人に1人が認知症にかかるという統計も出てるやに聞いてございます。そこで、今までに消防団なり社会福祉協議会なり、福祉課なりが行方不明に関わったっていう事例が年間どれぐらいあるのかまず聞かせていただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。高齢者の行方不明の捜索については施設、あるいは家族等から健康福祉課にあります地域包括支援センター、こちらに連絡があつて対応する件数に

については、統計をとっておる正確な数字ではありませんけれど、年間2件から3件程度というふうなことで把握をしております。近年特に大きな変化はないということではございます。以上です。

11 番（中村卓司君）

行方不明者、徘徊についてのことは2、3件ということで報告ございました。そのほかに認知症、高齢者に対する認知症に対しての対策ですよね、行方がわからなくなったというのが2、3件あるということですが、その関連でも大変、認知症に対してのご家族の心配とかいろいろなことがあろうかと思えますけれども、そういった徘徊も含めて認知症対策というものをいくつか考えておられると思えますけれども、どのように考えておられるか聞かせていただきたいと思えます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えさせていただきます。まず、認知症になられた方等の徘徊の対応につきまして、佐川町独自の取り組みを進めております。これは健康福祉課の地域包括支援センターも入って、名前は「さかわSOSネットワーク事業」ということで、そういう名称で認知症の方はもちろんですけれども、障害があつて徘徊の恐れがある方もおいでますので、そういった方を地域の見守り、特に日常的な支援も含めてそういった必要な方を事前に登録をしていただいて、いざ、行方不明になったときに、このネットワークには警察、消防、社会福祉協議会も含めて関係機関が入っておりますので、そういった協力を得て早期に発見できるという仕組みを作っております。

この事前登録の制度については今現在町内で34名登録がございまして、年間1回から2回程度関係機関が集まって登録者の状況とかを共有していざというときの連携について確認も行っております。これが1点、取り組みとしては直接的な取り組みとしてはございます。

あとは認知症に対しての理解を進めるため、これは地域住民全体、町民全体ということになりますけれども、今年度、認知症ケアパスという認知症に関わるいろんな情報も含めて、認知症はこういう症状ですよということも含めてパンフレット、見開きのリーフレットといたしますか、そういったものを作成をして8月の町広報と一緒に全戸配布をさせていただいております。そういったことで全町民の方に認知症の理解を進めていただくとともに、あったかふれあいセン

こういったこと、それからあとは従前からおこなっております、いろんな場所に出向いてのサポーターの養成講座、こういったものもさせていただいております、町民の方全体に認知症の理解、それから支援の輪を広げる取り組みを進めているところで、これからも続けていきたいと考えております。

これはいの町の例ですけども、先ほどおっしゃったそのガイドブックの作成、それから認知症カフェ、集まるところね、それと認知症サポーター、先ほど言うていただきました。そのほかにオレンジリング、オレンジドクター、それともう一つはGPSの設置っていうものを行っているようでございます。

これからの社会で認知症の方をこの差別的に扱うっていうのは非常に問題ですけども、その方が認知症であるかないかっていうことは一般の町民の皆様にはわかりませんよね。印も何もつけてないですよ。だからほかの人にはわからないわけですが、今までの認知症のサポーターをするについてはオレンジリングをつけてる方が私がサポートをしますよっていう方は表に見えますけれども、対象になる方はまるっきり見えないということになってます。これは家庭的にも外に知られたくないっていう思いがあって隠れてる部分も原因だと思います。けれども、それはサポートをする側からすると非常に不便でわかりにくい。となると家庭の御理解を得て、うちのおばあちゃんは、おじいちゃんは認知症ですっていうことを外に表してもいいんじゃないですかっていうような方法を教えてあげる、わかっただけの努力も福祉のほうでやらないかんような仕事やないろうかというふうに、これからの社会は思うわけですが、その点から答えをいただければ。

お答えをさせていただきます。先ほど中村議員から 2025 年問題とか、あと高齢者ますます増えていって認知症の方も増えていくとい

うお話がございまして、そのとおりなんですけれども、まず、佐川町で取り組みとしては、ちょっと先ほど中村議員がおっしゃった認知症カフェであるとかオレンジドクター、オレンジドクターに関しては佐川町は認知症初期集中支援チームというチームを清和病院と連携してやらせていただいておりますが、その関連になりますけれども、こういった取り組みも進めております。

それがまず一つと、あとは地域の見守りプラスご家族の方とか、あと本人、御本人がどういうふうに、所在がわかるような取り組みをとということであろうかと思っておりますけれども、現時点で佐川町はそういったさまざまな地域の取り組みをする中で、まずは認知症に対する理解を深めていくと、これずっとやってることではございますけれども、それを継続していくのが先であろうというふうに考えてます。

そういう取り組みを進めながら、ご家族、あるいは本人はなかなか理解はできないと思っておりますけれども、そういったリングといいますか、そういったGPS機能をつけた徘徊防止システムっていうのは今現在民間の会社で、かなり、携帯会社であるとかあるいは警備会社、あるいは福祉用具をつくっている会社、さまざまな物が出ております。そういうのを例えばご紹介をさせていただくとか、今現時点ではそういう形の取り組みを進めていくのが先であろうというふうには考えております。以上です。

11 番（中村卓司君）

お願いをいたします。ご家族の理解っていう物ももう少し踏み込んだ形で、御家庭に出向いて御理解をいただけるように、34名ですから、それくらいの人数ですと、個人対応もできると思いますので、職員さんに出向いていただいて、私が言うように周りの方もわかっていただけるような状態にという、御理解もいただけるような努力を一遍にはいかんと思っておりますので、家族とのお話し合いというものの中から理解をいただけるような努力もしていただきたい。福祉課として努力をしていただきたいということと、それから町の町ではこのGPSの装置を貸し出しをしているそうです。理解をしてらっしゃると思うんですが、そういった形で貸し出すような手配がしていただきたいということと、認知症ですっていう形で、どういう形かわかりませんがピンクのリボンとか本人につけていただくとか、腕章、腕章は目立ちすぎるのかもしれないけれども、そう

いったことが表に外でも見えるような形の佐川町の福祉、認知症対策っていうものが、日本で初めてでもよかろうかというふうな気持ちもあります。一遍に一年のうちにそうはいきませんけれども、将来的にはそういった形で皆、佐川町民皆が見守るというふうな形の町になってほしい。

事例で申し上げますと、私の知り合いが町中の人ながですけど、ムロハラのほう向いて1人で歩いて行ってその知っている方が「あれ、だれやろさん、だれやろさん、こっちじゃないよ」って言って家まで連れてくれたという事例もありますし、それから荷稻のほうでもちょっと事故があったりしたこともございました。それでも知り合いが連れて行ってくれたということもありました。けれども、悲しいことに町外へ出て車で行方不明になって谷に転けたという方もおいでましたよね。

これ、御存じだと思っんですけども、そこまで行きますとなかなか知り合いに対しての対応はできませんけれども、少なくとも町内で一人歩きをしているっていう方が認知症ですっていうことを皆が共有してお互いに助けるというところまでいくと、日本一幸せな町ができる近道になろうかというふうに思いますので、即、できませんけれども、そういったことも努力をしてもらいたいと思いますが、そのGPS装置の貸し出しっていうのはどう検討されているのか、検討されていないのかお聞かせ願いたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えさせていただきます。このGPS機能のシステムにつきましてはいの町さん、取り入れて町民の方に貸し出しをしているということは私も把握をしております。

健康福祉課の中でも以前からこういうGPS機能についても御質問もあったと思いますし、継続的にこの取り組みについては話をする機会もありますけれども、先ほども申しましたが、佐川町としてはそういった行政の今地域で見守るという取り組みと、あとはGPS機能に関しては先ほども申しましたが民間サービスから今いろいろ出ておりますので、必要な方にはそういったなかなか仲介はしづらいので、ご紹介をさせていただくとかいうところで、そのシステムについて行政が入って機器を貸し出すというところは、佐川町としては今のところ考えてはおりません。以上です。

11 番（中村卓司君）

時間もまだまだありますけれども、最後にこういう認知症の方をサポートする組織ですよ、色々な組織関わっていると思いますが、課長のところでこことこことこが頑張ってやっていますよっていうことがあれば。

例えばＪＲにここに会も少し関わったり、それから各地区で連携をしている民生委員さんも含めて国保の人は大丈夫か、この人はどうなっちゃうみたいな会が年に一遍、私も参加をさせていただけるんですけども、どういう組織がこういうふうに関わって今やっておられるか、わかっておればお聞かせ願いたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えさせていただきます。地域の見守りネットワークというのがございまして、これは事務局、社会福祉協議会があって、年に１回か２回情報を持ち寄って話をしていると思います。その中には中村議員おっしゃっていただいたように、福祉関係、民生委員当然、民生委員さんそうですし、あるいはＪＲのここに会、それから福祉委員さんもそうです。あったかふれあいセンターも最近入って話をしております。

さまざまなそういう福祉の、ちょっと今手元に資料がないので、具体的な団体名は申し上げられないんですけども、年に１回か２回、そういった形でネットワークを組んで話をしている組織がございします。

11 番（中村卓司君）

ありがとうございます。いずれにしてもこういう会の中で、例えば課題を持って今回は現状の話を聞くだけではなくて認知症の徘徊についての防ぎ方はどうやったら皆えいねみたいな課題を持って対応をしていただけると非常にありがたいかなと思いますので、社協がやatterること口が出しにくいかわかりませんが、福祉課としての指導する立場もございしますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

以上を持ちまして私のこの場での質問を終わりますが、コロナ禍の中で皆さん大変でございします。素晴らしい仕事をしていただけるということと、いただいておりますことに感謝を申し上げますとともに、町長も大変でございしますけれども、日本一の幸せな町をつくるために頑張りたいと思いますし、この間テレビで日本総合研究会たるものが、これは町ではありませんでしたけれども、全国一

幸せな町、どこだと思いますか。福井県。その基準はっていうたら6つくらいありまして、その点数をつけてトップが福井県だそうです。その中に全部覚えてませんけれども、教育とか高齢者の問題とかいうこともあったんですけども、そういった基準を一つ当てはめていただいて日本一の町っていうふうになるように頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。本日はありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、11番、中村卓司君の一般質問を終わります。

これで本定例会に通告がありました全ての一般質問を終了します。

日程第2、常任委員会審査報告についてを議題とします。

総務文教常任委員長の報告をお願いします。

総務文教常任委員長（邑田昌平君）

総務文教常任委員会審査報告。

総務文教常任委員会審査報告書を読み上げさせていただく前に意見、または審査結果の経過を報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な変化に対し地方財源の確保を求める陳情書と、消費税減税を求める陳情書と、国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情書の3点につきまして、9月4日に開催されました総務文教常任委員会におきまして、陳情書などの内容を審議いたしました。

まず、受理番号2の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める陳情書につきましては、現状について税務課長の説明を受け、審議し、現在の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い今後の地方財政の厳しい状況を踏まえ、陳情書の内容について問題なしという意見が出されました。反対する意見はなく、採決の結果、賛成全員により採択となりました。

次に、受理番号3、消費税減税を求める陳情書につきましては現在の社会情勢を踏まえ、景気回復、また、経済を立て直すために減税すべきという賛成意見や、新型コロナウイルス感染症対策などの不安定な状況において10%消費税を地方財源の確保につながるためにもいまずぐ減税に取り組むべきではないとの反対意見が出されました。採決の結果、賛成3、反対3の可否同数となり委員長裁決となり、委員長裁決の結果、不採択となりました。

次に、国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情書につきまして、コロナ禍などの厳しい状況下において子供たちのために20人学級、少人数学級を実現し、教育環境を確保してやるべきである。現状の状況を踏まえ、感染拡大を防ぐとともに主人公である子供たちのために豊かな学びを実現するため、20人学級にし、教職員を増やすべきであるなどの賛成意見や教職員の負担や教育の確保、また、教員の不足などにおいて不可能であるとの反対意見が出されました。採決の結果、賛成4、反対2となり採択となりました。

それでは、総務文教常任委員会審査報告書を読み上げさせていただきます。

（以下、「総務文教常任委員会審査報告書」朗読）

以上です。よろしくお願いします。

議長（岡村統正君）

以上で、委員長の報告を終わります。

受理番号2号について、質疑を省略し討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。

したがって、受理番号2、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の提出については採択することに決定をいたしました。

受理番号3について、質疑を省略し討論を行います。

討論はありませんか。

1番（橋元陽一君）

陳情書「消費税減税を求める意見書」採択の陳情書につきまして、賛成の立場から討論に参加をしたいと思います。

以前もこの会議に消費税減税を求める意見書が出されたこともありましたが、そのときも賛成の立場から討論に参加したことでありま

した。この消費税につきましては所得とは関係なしに、私たち毎日の生活と直結した財政であり、所得の多い人少ない人に関わりなく負担が関わってくるということで、不公平な税制であるというふうにも言われております。税制そのものについて応納の負担制度が原則ではないかと私は捉えております。

この陳情書、非常に短い文章になっておりますけれども、昨年、安倍政権のもとで、景気が回復をするという前提で8%から10%に引き上げられました。しかし、昨年4月から6月期の国内総生産、GDPは前年度、前期から7.8%減っていると、年間残率でいけば、27.8%の減にもなり、リーマンショック時を越える状況が予測されるということも指摘もされ、その最大の要因というのがこのGDPの6割を占めるといわれる家計消費、これが30%も落ち込んでいることを指摘をされているところであります。

この家計を直撃している消費税、そして導入された前提となった景気回復ということが、このコロナ禍の中で経済に大きな打撃を与えている状況にあります。だからこそこういう住民の皆様、特に社会的に弱い立場にある、中小業者の方々含め、所得の少ない方々からの声として今上がっているかと思えます。政府が8%から10%に政府の決断でやったのであれば、今の経済状況を踏まえて、国民の生活状況を踏まえてやはりこれを減税をすべきだという立場から賛成の討論に参加いたしました。

どうぞ議員の皆さん、この趣旨をぜひ受け止めていただきたいということを訴えまして、賛成討論を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

議長（岡村統正君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

この陳情について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、受理番号3、陳情書「消費税減税を求める意見書採

択のお願い」は不採択とすることに決定をいたしました。

受理番号4について、質疑を省略し討論を行います。

討論はありませんか。

1 番（橋元陽一君）

常任委員会でも議論をしたところであります。なかなか見解が分かれるところでもありますけれども、この国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求める陳情書につきまして、賛成の立場から討論に参加をしたいと思えます。

常任委員会の中でも少し発言をいたしましたけれども、今私の手元に10年前の中央教育審議会初等中等教育文化会の提言書があります。この10年前の段階で文科大臣の諮問機関である中央審議会の少人数学級を模索をするべきだということを提言をされて、コロナ禍の中でその少人数学級の意義も訴えられ、そして早急に実現をしていかなければならないと、全国市町村会議からも陳情がなされ、政府の機関である教育再生会議の中でもこの少人数学級の方角を示唆する、安倍首相自身もそのことを示唆をして動き始めているところであります。

だからこそ、こういうことが佐川町の中からも上がってきたのかなというふうに思えます。現在、OECD中で学級の定員は大体20人程度だと。その参画の中で日本は30人前後、韓国と並ぶくらい過密学級の状況におかれておりまして、特に30人を越える学校が小学校では5割以上で中学校では8割以上が31人以上の学級に在籍していることを10年前に既に指摘をしております。

こうした状況の中で日本の子供たちにとっても豊かな学びを保障するために条件整備を必要とするべきだと。教員の確保も当然であります。

長い時間かかる課題でもありますけれども、早急に取り組むべき課題だというふうに捉えて、この意見書をぜひ皆様に受け止めていただきたいということを訴えて討論に参加します。よろしくお願いします。

議長（岡村統正君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、受理番号４、国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情書は不採択とすることに決定をいたしました。

次に産業厚生常任委員長の報告をお願いします。

産業厚生常任委員長（藤原健祐君）

産業厚生常任委員会審査報告を読み上げさせていただく前に、意見または審査結果の経緯を説明させていただきます。

「妊産婦医療費助成制度創設」を求める陳情書につきましては、9月4日に開催されました産業厚生常任委員会におきまして、陳情書の内容を審査いたしました。その中で、少子化対策として制度を創設すべきである、また、安心安全な妊娠、出産のためにも制度を創設すべきなどの賛成の意見が出されました。また、反対する意見はなく、採決の結果、賛成全員により採択となりました。

それでは、産業厚生常任委員会の審査報告を読み上げさせていただきます。

（以下、「産業厚生常任委員会審査報告書」朗読）

以上でございます。

議長（岡村統正君）

以上で、委員長の報告を終わります。

受理番号５について、質疑を省略し討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号５、「妊産婦医療費助成制度創設」を求める陳情書は採択することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。
次の会議を 11 日の午前 9 時とします。
本日はこれで散会します。

散会 午後 3 時

